

産業組合連合会に関する一考察

— 成立から統合へ —

千葉
修

- 一、課題の限定
- 二、産業組合連合会の変遷の概観
- 三、産業組合連合会の成立
 - (一) 産業組合連合会の指導方針
 - (二) 成立期の産業組合連合会
- 四、産業組合連合会の統合
 - (一) 産業組合法改正と連合会
 - (二) 小規模連合会の統合過程
- 五、小括

一、課題の限定

日本における協同組合発達の特質を、連合組織の展開という視点から明らかにすることが、ここでの課題である。一般に協

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察

同組合は、他の協同組合（同種・異種いずれも）との連結を、その経済的力能拡大の有力な手段にして発展するといつてよい。本稿では、連合会の形成を通じて、協同組合が地域的ならびに全国的に結集していく過程を考察する。

戦前期日本の産業組合（協同組合）は、主に農村において普及し、特に農業問題が深刻化する大正・昭和期にその組織・事業を拡大し、農村金融・商品流通の重要な担い手に成長したのであった。産業組合法公布（明治三十三年（一九〇〇年）から、約四〇年にわたるこの発展過程の中で、産業組合は全国中央機関——道府県機関——単位組合という、整然たる三段階の系統組織を全市町村に張りめぐらせた。この体制は戦後の農業協同組合にも基本的に受けつがれる。現在の系統農協の三段階制問題の検討にあたり、産業組合時代までさかのぼってみる論稿が出現しているのも、ここに理由がある。この点は最後の小括でふれるが、本稿の視点にも関わる基本的論点をあらかじめ列挙しておく。

- ① 明治大正期の産業組合連合会は区域がさまざまであること
- ② 同じ時期の系統組織の発展は、行政と密着していたこと
- ③ にもかかわらず、昭和期（戦後農協も含めて）の系統組織と比較すれば、地方連合会・単位組合の自由度が高かつた。

たこと、
などである。

かつて拙稿で指摘したように、産業組合系統組織の発展過程は、これまで産業組合の通史や中央機関の発達史において取り上げられてきたが、それらは断片的あるいは概説的な記述にとどまっていた。その理由の一つは、産業組合連合会の個別分析が、資料的制約と方法の未確立のために進まず、その実態が不明なまま残されていることに求められよう(酪農³・蚕糸⁴関連の研究は存在するが特殊性が強い)。

今一つの理由は、産業組合連合会の展開を全国的ならびに地方的に総括するための統計的整理や、政策・法律との関連の究明などが十分なされてこなかった点にある。産業組合系統組織発展の画期を、第一に産業組合中央会・同聯合会(本稿では連合会と表記する)の法制化(明治四十二年¹一九〇九年)、第二に産業組合中央金庫・全国購買組合連合会の創設(大正一二年²一九二三年)に求めるとすれば、前回の拙稿は不完全ながら、第一の画期までを検討した。今回はそれ以降、全国連合会の設立前後の時期までを考察の対象とする。

前出拙稿の一応の結論は、①法制化以前には、系統組織の任務たる指導・普及活動と事業の連結活動とが未分化のまま、②全国的な系統体制の完成が早急に要求されていた。③第二次産

業組合法の改正は、信用組合連合会の法認を主眼とし、④先駆的な連合組織の形成を踏まえて実現した、ということであった。³以上

以上の諸点は本稿では次のように展開されるであろう。第一に、指導・普及組織として確立される産業組合中央会・同道府県支会・郡部会は、連合会の設立・運営を産業組合発展の重要な課題として認識し、これに取り組むことになる。また産業組合中央会は、自らが全国連合会的な機能を一定程度果たしている。

第二に、全国連合会設立の基盤となる地方連合会の普及は、政府も急ぐところであり、事業種類ごとにキメ細かい指導を行なう。

第三に、発展が目覚ましかったのは信用組合連合会であり、政策的農業金融において、信用組合は勸銀・農銀の特殊銀行系列から徐々に独立していく。

第四に、全国連合会設立の前段として、連合会の連合会設立(加入)が法認される(大正一〇年の第四次産業組合法改正)が、これは、形式的には郡区域連合会による県区域連合組織の結成として、先駆的事例を持っていた。また全国連合会設立後の地方連合会の整備に対しても、この法改正は影響を与えたのである。

本稿の特徴は、郡・数郡区域の連合会の変遷に注目する点で

第1表 産業組合連合会の変遷

			1910 (明治43)	1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)	1940 (昭和15)
総 数			13	72	155	200	185*	151	250*
事 業 種 類 別	兼 営 含 む 小 計	信 販	11	58	86	80	65	48	49
		販 購	9	27	79	113	121	115	173
		購 利	5	35	110	153	121	90	176
		利	1	1	2	17	23	41	166
	信 販	販 購	3	30	35	33	33	30	20
		購 利	2	3	6	4	18	18	24
	信 販	販 購	-	5	26	36	20	4	1
		購 利	-	-	-	1	1	1	27
	信 販	販 購	3	4	4	4	2	-	-
		購 利	1	10	15	12	6	1	1
	信 販	販 購	-	6	37	72	66	46	29
		購 利	-	-	-	2	5	12	27
	信 販	販 購	-	-	-	2	-	-	23
		購 利	3	13	30	22	15	11	6
信 販	販 購	-	-	-	3	8	22	67	
	購 利	1	1	2	5	6	6	20	
そ の 他	そ の 他	-	-	-	4	3	-	2	
	そ の 他	-	-	-	-	-	-	-	
区 域 別	府県を越す	3	3	3	5	4	6	3	
	府 県	2	24	41	57	100	98	85	
	郡を越す	2	10	11	29	27	19	71	
	郡	6	35	100	109	54	28	91	
組 織 別	有限責任	13	54	107	132	123	21	-	
	保証責任	-	18	48	68	62	130	247	

注(1) 農商務省『産業組合要覧』より作成。全国連合会は除く。

(2) 事業種類は信用・販売・購買・利用(生産)をそれぞれ信・販・購・利と略記した。

(3) 事業種類別の小計欄は兼営のものを重複算出している。

(4) *は各欄の合計値と必ずしも一致しない。

および連合会加入組合数の変遷

合 加入率	購 買 組 合			生 産 (利用) 組 合		
	総 数	連合会加入数	加 入 率	総 数	連合会加入数	加 入 率
14.9	6,086	290	4.8	1,280	23	1.8
20.3	7,457	1,103	14.8	1,673	29	1.7
36.7	9,821	3,987	40.6	2,448	255	10.4
49.4	10,924	5,438	49.8	4,358	1,516	34.8
80.8	10,292	8,562	83.2	5,376	1,588	29.5
104.5	12,588	12,372	98.3	9,973	4,230	42.4
116.3	13,742	15,701	114.3	13,126	11,263	85.8

越える場合もある。

ある。これらの小規模連合会は昭和初期に一旦は消滅した。その実態と存立の意義の解明は、資料的制約もあり、これまでほとんどなされてこなかった。しかし、以下に見るように、小規模連合会の展開史は、産業組合連合会の運営の試行錯誤の過程を如実に示している。また、全国の約半数の府県では、それが府県区域連合会の定着に対して軽視できない役割を果たしたのであった。本稿が「成立から統合へ」を副題とするのは、郡・数郡区域連合会の簇生から、府県区域連合会によるそれらの統合に至る過程を、系統三段階制の確立の重要なモメントとして理解するからである。

なお、次の二以降では信用・販売・購買・生産(大正一〇年以降は利用)事業の連合会を、それぞれ信連・販連・購連・生連(利連)と略記することを、あらかじめお断わりしておく。

(注) (1) 那須皓・東畑精一『協同組合と農業問題』(改造社、昭和七年)、三〇〇～三〇一頁参照。

(2) 拙稿「初期の産業組合系統化方針について」(『農業総合研究』第三六卷第二号、昭和五七年四月)、五三頁参照。

(3) 大高全洋『酪連史の研究』(日本経済評論社、昭和五四年)は、管見の限りで、最も詳細かつ本格的な産業組合連合会の個別研究である。その基本的視角は

第2表 事業別に見た産業組合数

	信用組合			販売組	
	総数	連合会加入数	加入率	総数	連合会加入数
大正1年	7,736	1,113	14.4	4,109	613
4	9,738	3,287	33.8	5,110	1,039
9	11,901	6,354	53.4	7,032	2,584
14	12,880	10,971	85.2	8,226	4,063
昭和5	12,104	12,331	101.9	8,366	6,760
10	12,931	13,201	102.1	11,905	12,444
15	13,430	14,402	107.2	13,563	15,776

注(1) 典拠は第1表と同じ。全国連合会は除く。兼営含む。

(2) 複数の連合会に加入する組合は重複算出されるから、加入率(%)が100を

(3) 連合会加入組合数には未調査の連合会の分は含まれない。

「協同組合の株式会社への転化」である(『同上書』三三〜三四頁参照)。

(4) 組合製糸の代表たる群馬の南三社(碓氷社・甘楽社・下仁田社)にあっては、産業組合化の当初から連合組織であった。

研究業績は前掲拙稿、五四頁参照。最近のものでは、田中雅孝「昭和恐慌下における産業組合製糸」(『地方史研究』第三四巻第三号、昭和五九年六月)がある。

(5) 前掲拙稿、七〇〜七一頁参照。

二、産業組合連合会の変遷の概観

まず第1、2、3表によって、産業組合連合会の発展を概括しておく。表出の始点たる明治四三年(ただし第2表は別)は、連合会法認の翌年である。要点を四つにしぼろう。

① 総数は大正末期まで着実に伸びている。年間約一〇〜二〇の増加であった。大正一三年に一旦ピークを迎えた(二〇五)後、減少に転ずる。底を打ったのは昭和九年(一四一)で、その後再び増加し、昭和一五年には二五〇に達した。

② 事業種類別に四つに分類してみると(兼営のものは重複算出)、大正初期までは信連が多かったが、大正中期から購連が急速に伸びてトップに立つ。昭和初期には利連以外

第3表 産業組合連合会の事業種類と組織区域

区 域			1910 (明治43)		1915 (大正4)		1920 (大正9)		1925 (大正14)		1930 (昭和5)		1935 (昭和10)	
			府 県	そ の 他	府 県	そ の 他	府 県	そ の 他	府 県	そ の 他	府 県	そ の 他	府 県	そ の 他
調査連合会総数			2	11	25	47	44	111	61	126	95	72	91	25
信 用	小 単 兼	計 営 営	1	10	24	34	39	48	49	31	49	15	47	1
			-	3	19	11	25	9	31	2	31	1	30	-
販 売	小 単 兼	計 営 営	1	8	2	24	10	68	17	83	47	62	59	25
			1	1	1	2	1	5	-	4	10	6	7	5
購 買	小 単 兼	計 営 営	1	4	5	30	18	93	26	115	50	60	53	18
			-	-	-	6	2	24	4	30	10	7	1	-
生 (利 用) 産	小 単 兼	計 営 営	-	-	-	1	1	1	8	7	10	10	20	9
			-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	-	-
			-	-	-	1	1	1	8	7	10	9	20	9

注(1) 典拠は第1表と同じ。

(2) 未調査のものがあるため、合計値は第1表と一致しない。

は減少傾向をたどるが、その中で販連の比重が高まる。昭和一〇年代に至ると、販・購・利連とも激増した。これは農村工業の奨励と医療組合の普及によるところが大きい。⁽¹⁾

さらに細分してみれば、大正末期までは信連(単営)・購連(単営)・販購連・信販購連が主要な形態であった。昭和期に入ると、この内の購連・信販購連が減少して、代わりに販購利連が伸びてくる。なお、信連は道府県数とほぼ見合う数になっている。昭和一五年の道府県区域の信連の内訳は単営が二〇、兼営が二七で、後者が優勢であった。

次に連合会の所属組合数は(第2表)、信連・購連・販連・生連の順に多くなる。連合会の拡張も、単位組合の普及と同様に、信用事業が最も著しい。大正中期には信連の加入率が五〇%を越え、昭和初期にはほとんどの信用組合を網羅するに至った。これに次ぐのが購連である。加入率では販連も肩を並べているが、それは販売組合数の増加が遅れているからである。生連(利連)は連合会数も少

なく、昭和初期まで停滞的であった。

③ 第1表に戻って区域を見ると、大正末期まで郡区域が圧倒的に多かったが、昭和初期には激減し、代わって道府県区域のものが主流になっている。もともと昭和一五年には郡を越す(府県区域には達しない)ものが急増し、郡区域のそれと合わせて全体の約三分の二を占めるに至るが、これは前述の農村工業・医療関連の連合会の増加に起因している。また、府県を越す(ただし全国連合会は除く)ものも少数存在するが、そのほとんどが組合製糸(群馬県の南三社、神奈川県の漸進社)である。

なお、以下では全国・道府県・郡(数郡)をそれぞれ区域とする連合会を、おのおの全国連・府県連・郡連と略称することにしたい。

農商務省(農林省)編『産業組合要覧』に、郡連を含めた全連合会(ただし未調査のものは除く)の個別データが掲載されるのは、第九次(明治四三年の調査)から第三四次(昭和一年の調査)までである。これによって、連合会の事業種類と区域との関連を見てみよう(第3表)。府県区域以外の「その他」はほとんどが郡連である。

まず信連は、大正末期に主流が兼営・郡区域から単営・府県区域へと移っている。それ以降郡連は激減していく。

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察

販連・購連の場合は、郡区域から県区域への転換(いずれも兼営)が昭和初期にズレ込む。以後も郡連が若干存在している。

また生連(利連)は、昭和一〇年頃から兼営・府県区域で徐々に数を増やしていく。

④ 最後に責任組織形態を見ると(第1表)、昭和初期までは一貫して有限責任が多かった。昭和恐慌後の産業組合拡充計画の時期(昭和八〜一五年)に、単位組合と同様に保証責任への転換が進められた。その結果、昭和一二年以降有限責任は全く姿を消す。

次の三では、以上見てきた連合会の展開を、その設立方針と地域実態に即して検討する。

注(1) 農林省『第三四次産業組合要覧』(昭和一年の調査)および産業組合中央会『第七回全国医療利用組合及同連合会調査』(昭和一四年の調査)、同『産業組合ニ依ル農村工業ニ関スル調査』(昭和一八年の調査)などを参照。

三、産業組合連合会の成立

(一) 産業組合連合会の指導方針

産業組合法の第二次改正(明治四二年四月公布、同年九月施

行) によって、産業組合の系統組織化は法律的裏付けを与えられた。まず指導・普及面では、従来の大日本産業組合中央会(明治三八年三月創立)が社団法人・産業組合中央会に衣替えし(同四三年一月設立許可)、府県支会も明治四二年の二九(旧組織)から全道府県への拡充が目指される(最終は大正一〇年の沖繩支会の設立)。

一方、産業組合連合会については、法律の解説や設立・運営の指導方針の説明が、諸会合および雑誌等を通して行なわれていく。以下、大正初期までの動きを追ってみることにする。

まず、改正法の説明は、公布直後に開かれた第五回全国産業組合大会において、農商務省農務局農政課長・三松武夫が行な⁽¹⁾った。また農務局技手・井上亀五郎(ペンネームは井上賈外)は、早くも連合会設立の要件について考察を試みている(以下、引用に際し旧漢字は新漢字に改める)。

井上について見ると、連合会の法認を「産業組合の発達上一新紀元を開く」と評価しつつも、「連合会の濫設も行はれ、誠意なき連合会当事者のために健全なる組合が其の基礎を破壊せらるゝもあり、或は連合会を設けんがために、粗造の組合を濫設し、或は連合会の活気ある事業振を見て組合の着実なる経営法をもどかしく思ふなど、却て組合の基礎を危くするが如き亦必ずしもなしとは限らざるなり」と、懸念を表明している。

次いで井上は、連合会の区域を定める基準を八項目あげる。
①産業組合の數、②行政区、③貨物集散地との關係、④地理上の關係、⑤同業者(銀行・問屋・仲買商など)との關係、⑥産業組合の事業量、⑦販路・取引先との關係、⑧当事者の人的關係、以上である。この内どれを重視すべきかは、事業種類によって異なる、とする。

まず信連を考えてみれば②と③が重要になる。産業組合の監督指導に当たる県庁・郡役所(あるいは農会)の当局者を連合会の幹部に据えれば、公平・穩当な運営が期待できるし、社会的信用が厚くなる。これに対して、販・購・生連においては、③④⑥⑦の市場的条件が重視されねばならず、「行政区画よりも寧ろ實際上の便宜に従」うべきである、との考え方が示された。翌明治四三年に入ると、農商務省は産業組合連合会の模範定款を発表した⁽²⁾。法認の連合会の嚆矢は兵庫県の生糸販売組合連合会但馬共同社(同年二月設立、大正元年八月解散)であつた⁽⁴⁾。同年五月の第六回全国産業組合大会では、中央会が「産業組合連合会の設立及経営上特に注意を要する事項如何」という議題を提出する。農商務省技師・有働良夫は以下の如き「私案」を示している。

第一は設立上の注意である。

① まず信用組合連合会を設立すること。他の事業は信連の

発展を待つて、信連に兼営させるか、または別置するか、いづれかとする。もともと、最初から販連・購連を設立することも、金融等の支障がない限りは妨げるものではない。

② 区域は所属組合が意思疎通できる範囲とする。信連の場合「大体に於て先づ郡或は数郡の区域に依るを可なりと認む」。そして区域内の関係組合はなるべく全部網羅する方針をとる。

③ 組織形態は、有限責任よりも保証責任の方が望ましい。その理由は、連合会の信用を高め、かつ経営を慎重にならしめるからである。

④ 設立準備は周到に進めること。協議会を重ねるか、または事実上の連合体を形成するなどの方法を通して組合間の意思を疎通し、経営計画を定めた後に設立手続きに着手する。

次に、経営上の注意としては、

① 組合共同補助の精神を貫徹する、

② 所属組合の実力（事業量、信用程度など）を把握し、それに応じた事業計画を立てる、

③ 事務所は、所属組合の事務所に適当なものがあれば、それに併置する、

④ 産業・自治・教育等の諸機関と連絡をとり、外部的障害

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察

に配慮しておく、

⑥ 中央会に加入して、その指導・援助を仰ぐ、⁽⁵⁾ といった諸点があげられた。

ところで、この時点で存在する産業組合連合会は五つにすぎなかった。すなわち、府県連合会は東京府信購連のみで、郡連合会が京都府（与謝郡信連）・兵庫県（生糸販連但馬共同社）に各一、広域連合会が群馬県に二（信販連下仁田社・信販連碓氷社）という状況であった。⁽⁶⁾ 上記大会では、京都府・群馬県の概況が報告されたが、ほとんどの府県が連合会未設立であったため、論議は進まず、結局次回大会の検討課題として残されたのである。

次の第七回大会（明治四四年四月）において、この「宿題」は、宮城県（県信連）・新潟県（中越信連・中蒲原信連）の経験談⁽⁷⁾の披露の後、前年の「有働私案」を中央会の方針として採択して決着がつけられた。

他方、行政プロパーの方針が第二回産業組合主任官会議⁽⁸⁾（明治四五年六月）において示される。下岡忠治農務局長の開会の辞では、産業組合政策の「特に注意すべき事項」六点の内に連合会問題を含めている。すなわち、

第四には連合会のことなり。各県に於て漸次連合会も成立したり、将来各種の産業組合を統括するに此種の連合会は必

要なりと雖も、其設立には費用を要することも少からざるべく、旁々濫設は大に注意し、實際必要に迫られて後之れを設立すべし。唯此の連合会の成立は必然の勢にして、且大に必要なりと信ず、故に設立の必要あるに於ては宜しく之を設立すべし。

と、濫設を戒めながらも、連合会の重要性を強調したのである。当会議の協議の中では、資力不足の産業組合に対する金融対策として、あらためて信連の設立を推奨した外、「連合会の構成及運用に関し特に注意すべき要項」をおおよそ次のように決定した。

- 第一に連合会の構成に関しては、
- ① 役員には、声望があつて統率力を持ち、経済事情に精通した者を選出すること。職員採用についても注意を払うこと、
 - ② 区域は信連はできるだけ大区域とし、他の連合会は地方事情の許す限り区域を広げること、
 - ③ 組織形態は保証責任が望ましい、
 - ④ なるべく単営とする、
 - ⑤ 設立に際しては地区内組合の過半数の同意を得ておくこと。
- 第二に連合会の運用については、

- ① 所属組合の財産・事業状況の調査を怠らないこと。また銀行や農会などの連絡を密接にしておくこと、
 - ② 信連にあつては、利率に注意しつつ貯金吸収方法を考えること。信用程度表作成に際しては支会と連絡すること、
 - ③ 販連は、商標を設定すること。加工事業も実行すべきである、
 - ④ 販連・購連の事業はなるべく普遍的であること。運賃軽減など輸送方法に配慮すること、
- 以上である。

これまでみてきたところから、行政当局および産業組合中央会の連合会設立の方針をまとめるならば、信連⇨先行・大区域、販購生連⇨後続・小区域、そしていずれも保証責任組織、ということにならう。

今の点を確認させるのが、第九回全国産業組合大会（大正二年五月）における、「信用組合連合会の運用方法如何」という問題の協議結果である。⁽¹²⁾ 関係項目を三点にまとめる。

- ① 信連の区域はなるべく一府県とする。事務所は支会の事務所に併置するのが便利である。
 - ② 各郡に出張所または世話人を置いて各種の便宜をはかる。
 - ③ 府県割当の低利資金はなるべく連合会が引き受ける。
- 大正三年には、全国産業組合大会の行事として「産業組合連

合会協議会」が新設され、大正一二年(第一〇回)まで毎年開催された。第三回協議会(大正五年五月)では、「販売組合連合会及購買組合連合会の設立及運用に關し注意すべき要項如何」について、

一、区域は通例郡を標準とすること、

(二)五項省略)

六、各連合会に於て成るべく連絡を取ることを、

七、府県を区域とする信用組合連合会に加入し資金融通及預金の便を得ること、⁽¹³⁾

などを決議した。

この時期になると、信連⁽¹⁴⁾府県規模という方針が明確にされ、販連・購連⁽¹⁵⁾郡規模がこれに加入するよう誘導されるのである。

各府県における設立方針を若干見ておくと、静岡県の産業組合協議会(明治四五年)や長野県の支会理事会(大正元年、後述)が、県信連・郡販購連の方針を早くに決定している。また福岡県では大正八年の産業組合振興計画において同様の方針を打ち出した(後述)。

注(一) 「協議会議事録」(『産業組合』第四三号、明治四二年五月)、二一〜二三頁参照。

(2) 井上貫外「産業組合連合会設立の要件」(『中央農事

ノート」 産業組合連合会に關する一考察

報』第一〇九号、同年四月)、三九〜四〇頁参照。井上は連合会の区域問題の外、「設立上注意すべき事項を列挙」する予定であったようだが、未完のまま終わっている。

(3) 『官報』第八〇一七〜一九、二二二号(同四三年三月一七〜一八、二四日)の該当記事および「産業組合連合会模範定款」(『大日本農會報』第三五一〜三、六号、同四三年九〜十一月、同四四年二月)、参照。

(4) 「産業組合連合会の現状」(『産業組合』第九〇号、大正二年四月)、六五頁参照。ちなみに農商務省農務局編『産業組合要覽』の第一〇次(大正三年発行)の第一四次(同八年)には、現存の連合会の設立年月・事務所所在地が記載された。

(5) 「全国産業組合大会」(『産業組合』第五六号、明治四三年六月)、七八頁参照。

(6) 注(4)と同資料、同頁参照。

(7) 注意をひくのは、信連設立の動機が「成るべく良い組合を連合せしめて其の連合会の名を以て多くの低利資金を借受け、さうして各組合の目を置つて都合よく之を分配してやらう」というものだった点、そして低利資金の借入に際しては連合会理事・監事の個人保証を余儀なくされたことなどである(宮城県信連)。

また、中越信連(一市五郡区域)の場合、地方銀行

△ノート▽ 産業組合連合会に関する一考察

を窓口として各組合と金融取引を行なったが、こゝでも連合会役員が個人財産を銀行に担保として差し出している。いずれも初期の連合会の「信用程度」を表わすトビツクであろう（「第七回全国産業組合大会記事」、『産業組合』第六八号、明治四四年六月、六〇～六頁参照）。

(8) 第一回産業組合主任官会議（明治四〇年）での關係論議については、前掲拙稿「系統化方針」、六〇・六三頁参照。

(9)(10) 「産業組合主任官會議（一）」（『産業組合』第八二号、大正元年八月）、二七～二八頁。なお農商務省農務局『第貳回産業組合主任官會議要録』（大正元年八月）には、下岡の演述の最終部分が載せられていない。

(11) 「産業組合主任官會議（二）」（『同上誌』第八三号、同年九月）、二七頁参照。

(12) 「大會議事」（『同上誌』第九三号、大正二年七月）、八一頁参照。

(13) 「連合会協議會」（『同上誌』第一二八号、同五年六月）、七〇頁。

(14) 『保証責任静岡岡県信用組合聯合会創立二十五年度誌』（同会発行、昭和一二年）、三六～三七頁参照。

(二) 成立期の産業組合連合会

産業組合連合会の実態を見る前に、その展開の地域差を郡連の多寡という視点で考察しておこう。各府県における信連と販・購・生（利）連の数を第4表に示す（いずれも兼営を含む）。連合会法認からそれぞれ約一〇年、二〇年が経過した時点である。なお、府県連の設立時期の差は四の(三)で検討する。

郡連の偏在は明らかである。これを、明治・大正期において同一時点に三以上の郡連が存在した府県と、そうでない府県とに分けて、郡連の設立時期を見たのが第5、6表である。

郡連が多いのは、北関東（栃木を除く）・北陸・東海・近畿（奈良を除く）・山陽・九州東部の二四府県である。郡連の設立時期は大正後半期に集中するが、それ以前にもかなりの数見られる。昭和期は少なく、特に恐慌直後の昭和五～九年は長野県（主に組合製糸）以外では設立が見られない。

これに対して郡連が少ないのは、北海道・東北・南関東・山陰・四国（愛媛を除く）・九州西部の二三府県である。特に東京・鳥取・沖縄の三府県では全く郡連が見られなかった。注意すべきは、東北（福島を除く）・九州西部（鹿児島を除く）において、昭和一〇年頃から郡連設立が始まっている点である。その大半は農村工業関連のものであった。

連合会展開の地域差については、四で再び検討することにする。

第4表 道府県における事業別・区域別連合会数

	1920 (大正9)						1930 (昭和5)					
	信用		販売購買 生産		合計		信用		販売購買 利 用		合計	
	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他
北海道	1	1	1	-	1	1	1	-	2(1)	1	2(1)	1
青森	1	-	-	-	1	-	1	-	1	1	2	1
岩手	1	-	1	-	2	-	1	-	2(1)	-	3(1)	-
宮城	1	-	-	-	1	-	1	-	-	-	1	-
秋田	1	1	1	2	1	2	1	-	1	-	2	-
山形	-	-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-
福島	1	-	-	1	1	1	1	-	1	-	2	-
茨城	1	-	-	1	1	1	1	-	1	2	2	2
栃木	1	-	-	-	1	-	1	-	1	-	2	-
群馬	1	3(3)	-	3(3)	1	3(3)	2(1)	2(2)	4(3)	2(2)	5(3)	2(2)
埼玉	1	-	1(1)	6	2(1)	6	1	-	3(2)	2	3(2)	2
千葉	-	2	-	-	-	2	1	-	1	-	2	-
東京都	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-
神奈川県	1	1(1)	1	1(1)	1	1(1)	1	1(1)	1	1(1)	2	1(1)
新潟	-	6	-	1	-	6	1	-	1	1	2	1
富山	1	-	-	3	1	3	1	-	1	2	2	2
石川	-	2	-	3	-	3	1	-	1	-	2	-
福井	1(1)	3	1(1)	3	1(1)	3	2(1)	1	2(1)	1	3(1)	1
山梨	1	-	-	2	1	2	1	-	1	-	2	-
長野	1	-	1	2(2)	2	2(2)	1	-	1	4(3)	2	4(3)
岐阜	1	-	-	2	1	2	1	-	1	7(1)	2	7(1)
静岡県	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	2	-
愛知県	1	1	-	10	1	10	1	1	1	8	2	8
三重	1	5	-	6	1	6	1	3	1	3	1	3
滋賀	1	-	1	3(1)	1	3(1)	1	-	1	6	1	6
京都	-	6	-	6	-	6	1	4	1	5	2	5
大阪	1	1	-	3	1	3	1	1	-	1	1	1
兵庫県	1	2	-	5	1	5	1	-	3*	1	4*	1
奈良	1	-	-	1	1	1	1	-	2	1	2	1
和歌山	1	-	-	5(1)	1	5(1)	1	-	1	1	2	1
鳥取	1	-	1	-	1	-	1	-	3(1)	-	3(1)	-
島根	1	-	1	-	1	-	1	-	1	2(1)	1	2(1)
岡山	1	7	1	9	2	9	1	2	1	6	2	6

(第4表 つづき)

		1920 (大正9)						1930 (昭和5)					
		信用		販売購買 生 産		合 計		信用		販売購買 利 用		合 計	
		府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他	府県	その他
広 島	1	-	1	-	1	-	1	-	1	1	1	1	
山 口	1	1	-	7	1	7	1	-	1	1	2	1	
徳 島	1	-	-	1	1	1	1	-	2(1)	1	3(1)	1	
香 川	1	-	1	-	1	-	1	-	2(1)	1	2(1)	1	
愛 媛	1	-	-	5	1	5	1	-	1	5	2	5	
高 知	-	1	-	1	-	1	1	-	2(1)	1(1)	2(1)	1(1)	
福 岡	1	1	-	6	1	6	1	-	1	-	2	-	
佐 賀	1	-	1	1	2	1	1	-	1	-	2	-	
長 崎	-	-	-	-	-	-	1	-	1	1	1	1	
熊 本	1	-	1	-	1	-	1	-	2(1)	-	3(1)	-	
大 分	1	4	-	4	1	4	1	-	1	-	2	-	
宮 崎	-	-	-	-	-	-	1	-	1	3	2	3	
鹿 児 島	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	
沖 縄	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	1	-	
調査連合会 総 数	39(1)	48(4)	19(2)	103(8)	44(2)	111(8)	49(2)	15(3)	62(13)	72(9)	95(13)	72(9)	

注(1) 典拠は第1表と同じ。

(2) 信用事業と他の三事業を兼営する連合会は重複算出される。

(3) () 内は蕨糸・牛乳など特定産品に関連する連合会の数である。

(4) * は県購連と県販連およびその合併連合会(県販購連)を重複算出している。

る。

次に、成立期の産業組合連合会の事例を、設立の事情、運営の実態、指導方針との関連などの諸点について見ていこう。最初は、前述の設立方針に忠実な路線を示した長野県の例である。

長野県では、大正元年一〇月の長野支会理事會において、次のような連合会設立方針を決定した。

一、信用組合連合会は県一円を区域として設立すること。

近時県下各郡に於て或は一郡を、或は二、三郡を区域として設立の計画あるが如しと雖も、信用組合連合会の如き資金の運転のみを事業と爲す連合会に在りては、単に一郡若しくは数郡の小区域に於ては、金融繁閑の時期略ぼ同一にして、加ふるに加入組合数も多からざるが故に、果して需給其の節を保ち、効果を奏するや疑なき能はず、之を本県下全円

第5表 郡連の設立時期(1)

設立時期		明43～	大4～	大9～	大14～	昭5～	昭10～	計
道府県名		大3	大8	大13	昭4	昭9	昭11	
茨城	城	-	-	3	-	-	-	3
群馬	馬	-	-	4	-	-	-	4
埼玉	玉	-	4	5	-	-	1	10
新潟	潟	5	1	-(1)	1	-	-	7(1)
新潟	山	-	3	4	1	-	-	8
石川	川	-	3	1	-	-	-	4
福井	井	-	-	3	-	5	1	4
長野	野	3	-	1	-	-	-	9
岐阜	阜	-	1	1	8	-	-	10
静岡	岡	1	-	3	-	-	1	5
愛知	知	3	3	7	-	-	1	14
三重	重	6	2	1	-	-	4	13
滋賀	賀	-	1	7	1	-	-	9
京都	都	3	1	3	1	-	1	9
大阪	阪	1	-	2	-	-	1	4
兵庫	庫	1(1)	2	4	1	-	-	8(1)
和歌山	山	-	3	3	-	-	-	6
岡山	山	4	6	2	1	-	-	13
広島	島	-	-	5	1	-	1	7
山口	口	3	4	6	3	-	-	16
愛媛	媛	1	3	3	2	-	-	9
福岡	岡	1	1	7	-	-	1	10
大分	分	3	-	2	-	-	-	5
宮崎	崎	-	-	5	-	-	-	5
小計		35(1)	38	82(1)	20	5	12	192(2)

注(1) 典拠は第1表と同じ。

(2) 新潟県の()内は中越販購生連(第14表参照)、兵庫県の()内は但馬共同社(本文三の(一)参照)である(筆者が補充)。

(3) 年号は明治43年を明43のように略記した(大正・昭和も同様)。

第6表 郡連の設立時期(2)

道府県名	設立時期						計
	明43~ 大3	大4~ 大8	大9~ 大13	大14~ 昭4	昭5~ 昭9	昭10~ 昭11	
北海道	-	1	-	1	-	2	4
青森	-	-	2	-	-	4	6
岩手	-	-	-	-	-	7	7
宮城	-	-	1	-	-	4	5
秋田	-	-	2	-	-	3	5
山形	-	-	-	-	-	1	1
福島	-	-	1	-	-	-	1
栃木	-	-	1	-	-	-	1
千葉県	1	1	-	1	-	-	3
東京都	-	-	-	-	-	-	-
神奈川県	-	-	-	-	-	2	2
山梨	-	2	-	-	-	-	2
奈良	1	-	2	-	-	-	3
鳥取	-	-	-	-	-	-	-
島根	-	-	-	2	-	-	2
徳島	-	-	1	-	-	1	2
香川	-	-	-	1	-	-	1
高知	1	-	-	2	-	-	3
佐賀	1	-	-	-	-	4	5
長崎	-	-	-	1	-	1	2
熊本	-	-	-	-	-	1	1
鹿児島	-	-	-	-	1	-	1
沖縄	-	-	-	-	-	-	-
小計	4	4	10	8	1	30	57

注: 典拠は第1表と同じ。

を区域とするときは、加入組合数も全県に普編し、如かも区域の広き金融状況の異なるあるを以て、資金の需給を調節し得る効果あるを以て、敢て県下一円を区域とせんとする所以なり。

二、購買組合連合会は県を二分し、南北信各別に設立すること。

(中略)

三、販売組合連合会は、生糸の販売組合を以て、一郡又は数郡を区域とし、適応の地方より逐次に之を設立すること。但し他府県の連合会に加入して居る組合は、本県の連合会が成立すると同時に、既設連合会よりは脱退せ

しむること。

(中略)

四、生産組合連合会は当分設立するの必要を認めざること。
(後略)⁽¹⁾

長野県における産業組合連合会の展開を追ってみると、上記の引用文にもうかがえるように、最初に郡規模の信連設立計画が立てられた。明治四四年一月、長野支会西筑摩郡部会の会合において、保証責任西筑摩郡信用組合連合会の設立が協議されている。連合会長は郡長とし、出資金一口を三〇〇円とする、などといった要項が定められ、翌四五年一月には、郡内の組合(二六)に参加が呼びかけられた。

しかし、長野県庁がこれを許可しなかったため、計画は立ち消えとなった。⁽²⁾ ちなみに県では明治四四年一月に「産業組合及産業組合連合会監督規程」を制定しているが、それは連合会の区域を規定するものではなかった。これから一年後に、先の長野支会の信連⁽³⁾ 県区域方針が打ち出されるのであるが、西筑摩郡信連不許可の時点で、県庁がこの方針を保持していたか否かは判断しがたい。⁽⁴⁾

前に見たように、四四～五年の段階では、第七回全国産業組合大会で採択された「有働私案」も、また第二回産業組合主任官會議の決定も、信連の区域を「先づ郡或は数郡の区域に依る」

とか、「可成大区域制を探る」と言うにとどまっていた。長野県のように当初から県区域一本に絞るのは先駆的ともいえよう。この点に注意しておくべきは、前出の井上龜五郎(農商務省技手)が明治四四年七月に長野県庁へ転任したことである。井上は主任官會議にも長野県当局者として出席した。そして大正二年二月の県信連設立に際しては、その設立趣意書・定款などの起草に携わるのである。⁽⁶⁾

次に購連は、先の支会方針に基づき、信越線・中央線をそれぞれ基幹的輸送路とする、長野県北部購連・同南部購連が大正二年一月に設立された。二つの購連を比較すると(大正六年)、北部購連は一市九郡を区域とし(事務所所在地は長野市)、所属組合数六三、これに対して南部購連は区域が一市七郡(松本市に事務所)、組合数三〇となる。売却高では北部の一一万九千円、南部の二万四千円と大きな差が見られるが、前年(大正五年)ではそれぞれ五万九千円、六万二千円と、逆に南部が北部を凌駕していた。取扱商品の大半を肥料が占めているのが共通点である。

当初の計画では、両連合会は地区割りをしつつも、相互協力して事業を伸ばすことが目論まれていた。⁽⁵⁾ しかし、実際に組織が別個に存在してみると、運営の調整は困難であった。大正七年に至ると両連合会の合併⁽⁷⁾ 県一円の購連設立が目指される。

△ノット△ 産業組合連合会に関する一考察

同年九月北部購連が長野県購連に組織替えされ、翌八年二月南部購連がこれに吸収合併されたのである。

一方、販連では県購連が販売事業を兼営したのが、昭和六年と、かなり後の時期になる。大正期は生糸販売の郡連二が設立される(大正三年の伊那生糸販連龍水社、同九年の下伊那生糸販連)にとどまった。

ところで、長野県信連設立に際し、関係者は先進地の連合会の視察を行なっている。その記録からは、初期の連合会の実態がうかがえる(第7表)。愛知の県信連と新潟の郡信連が、事務所や役員員を県庁・郡役所およびその吏員に依存している。

とがわかる。

続いて、連合会の経営状況を愛知県の例で見よう。

大正五年、愛知県には五つの産業組合連合会が存在した。うち四連合会が郡区域のものである。愛知県では、信連Ⅱ県区域購販連Ⅱ郡区域を方針としたが、県区域の尾三信連より二年早く設立された知多郡連のみは信用兼管であった。まず第8表を見ると、県連・郡連とも事務所・事務員を役所・吏員に依存していることが明らかである。地方行政依存によって、経費負担を軽減していたといえよう。

第9表によれば、郡連の所属組合数は二四〜四三、平均出資

第7表 愛知県・新潟県における信連の運営(大正2年)

尾三信連	中越信連	中蒲原信連	北蒲原信連	南蒲原信連
愛知県庁	神谷信用組合	中蒲原郡役所	新発田銀行	南蒲原郡役所(出張所あり)
会長(県農会副会長)・専務理事は週一回出勤、日常は県技師が処理。	会長(神谷組合長)	会長(郡長)・副会長(大地主・組合長)	会長(川東信用購買組合長・新発田銀行専務)	会長(郡長)
主事(県技師)、書記各1名。	主事(神谷組合専務理事)、書記2名(神谷組合書記)。	主事(嘱托、月6回出勤)、書記(郡書記)各1名。		主事(郡の課長)
明治45年	同	44年	〃	〃
〃	〃	〃	〃	〃

注. 『保証責任長野県信用組合聯合会二十五年誌』(昭和13年)、12〜13頁より作成。

第8表 愛知県における連合会の運営(大正5年)

	事務所	理事	事務員	設立年
尾三信連	愛知県庁	近郷在住の理事が週1~2回出勤(報酬少額)	囑託(愛知支会主事, 無給), 専属書記各1名	明治45年
知多郡信購販連	知多郡役所	会長は必要な時に出勤, 信販購各事業担当理事あり(無報酬)	囑託(郡書記, 報酬月2円)	同 43年
渥美郡購連	渥美郡役所		郡書記(渥美郡部会書記を兼ねる)	同 45年
東春購連	東春井郡役所(大曾根駅付近に従たる事務所あり)	会長が毎日出勤(若干の報酬)	書記2名(郡より給料補助)	大正3年
碧海郡購販連	碧海郡役所	会長が万事を処理	郡書記, 郡農会技術員(勤務手当僅少)	同 4年

注. 全国爾郎「愛知県の連合会概況(上)」(『産業組合』第133号, 大正5年11月), 35~36頁より作成.

第9表 愛知県の連合会の資金構成(大正4年)

(単位: 円)

	設立年月	所属組合数	出資口数	出資1口の金額	資金構成				合計
					払込済出資金	諸積立金	借入金	貯金	
尾三信連	明治45年5月	249	403	200	17,403	1,960	111,589	194,036	324,987
知多郡信購販連	同 43年12月	33	56	200	7,476	598	19,627	7,892	35,593
渥美郡購連	同 45年4月	43	47	200	2,217	455	—	—	2,673
東春購連	大正3年1月	24	67	200	2,680	12	17,308	—	20,000
碧海郡購販連	同 4年3月	34	51	100	1,020	2	3,632	—	4,654
合計		383	624		30,796	3,027	152,156	201,927	387,906

注(1) 金田爾郎「愛知県の連合会概況(中)」(『産業組合』第134号, 大正5年12月), 26頁による.

(2) 資金構成は年度末残高である.

第10表 愛知県の連合会の資金借入先（大正4年）

（単位：円）

借入先	年内借入高	年末現在高	利率
日本勸業銀行	35,000	123,103	年5分3厘・5分8厘・7分3厘
尾三信連	4,290	5,000	日歩2銭3厘（年8分4厘）
普通銀行	9,512	1,501	同 2銭4厘（年8分8厘）
個人その他	1,632	1,132	同 2銭4厘（年8分8厘）
合計	50,434	130,735	

注. 第9表と同資料, 28頁による.

口数は一〜二である。資金構成では払込済出資金・積立金ともまだ低額にとどまっていたため、信連では貯金、販購連では借入金に対する依存度が高い。

借入先を見ると（第10表）、勸銀からの低利資金、臨時の産業維持資金が非常に大きな比重を占めていた。尾三信連と普通銀行を比較すると、年末残高では信連が上回るが、年内借入高では普銀が二倍以上の額になっている。

信用事業を見ると（第11表）、尾三信連では貯金残高が貸付残高をわずかに上回っているのに対し、知多郡連では貸付が大幅に超過している。利率では郡連が

七〇

相対的に貸付低利・貯金高利となっている。販購事業となると（第12表）、東春購連の購買（主に肥料）、碧海郡購連の販売（主に米）が目立っている。

なお注目すべきは、購買事業において、四つの郡連合会が大正五年七月に創設した、大連合組織「有恒会」が存在する点である（後述）。

損益計算を見ると（第13表）、二つの信連では、信用事業と事業費とがほぼ相殺し合っている。販購連の場合は、渥美郡連において購買事業益と事業費が拮抗し、東春購連では、事務費の負担が大きくなっている。以上の四連合会では雑益が剰余金の源泉となっているようである。碧海郡連のみは購買利益が少なく、欠損を生じている。

最後に、埼玉・愛知・岡山の郡連の事例と、各県庁の指導方針を第14表によって見ておこう。なお当表は、新潟県の中越購販生連が、その設立準備として行なった視察調査の報告から、作成したものである。

産業組合中央会（左子清道主事）の方針と、各県の方針、各郡連の実態とは喰い違っている。

まず組織形態では三郡連とも有限責任であり、埼玉・愛知県もこれを可としている。左子によれば、産業組合にあつては保証責任は無限責任と比較して設立手続きが簡単で、しかも有限責

第11表 愛知県の信連の事業(大正4年)

(単位:円)

	貸 付 金				貯 金				利率(日歩)	
	前年末残高	本年貸付高	本年償還高	本年末残高	前年末残高	本年受入高	本年払戻高	本年末残高	貸 付	貯 金
尾 三 信 連	109,352 (109)	67,765 (69)	71,825 (75)〈4〉	105,291 (103)	52,789 (81)	141,426	88,001	106,215 (115)	2銭3厘	1銭3厘
知多郡信購販連	14,877 (15)	40,014 (149)	32,167 (129)〈40〉	22,724 (35)	1,705 (24)	6,187	2,402	5,490 (30)	2銭2厘	1銭6厘
合 計	124,229 (124)	107,779 (218)	103,992 (204)〈44〉	128,016 (138)	54,494 (105)	147,613	90,403	111,705 (145)		

注(1) 金田爾郎「愛知県の連合会概況(下)」(『産業組合』第135号,大正6年1月),31~32頁による。

(2) ()内は貸付件数または貯金口数,〈 〉内は一部償還の件数を示す。

第12表 愛知県の販購連の事業(大正4年)

(単位:円)

	購 買 事 業					販 売 事 業	
	前年度末現在高	本年仕入高	本年売却高	本年末現在高	購買利益	販売総額	うち玄米
知多郡信購販連	-	-	-	-	-	8,684	8,684
渥美郡購連	-	12,132	15,453	-	3,322	-	-
東春購連	769	33,488	32,275	3,140	1,159	-	-
碧海郡購販連	-	12,030	11,639	478	87	32,520	31,847
合 計	769	57,649	59,367	3,618	4,567	41,204	40,531

注. 第11表と同資料,33~34頁による。

第13表 愛知県連合会の損益状況(大正4年)

(単位:円)

	総 益 金					総 損 金					差引 剰余金		
	信 用 業 益	購 買 業 益	販 売 業 益	雑 益	前 繰 越 金	合 計	事業費	事務所費	諸負担	雑損		繰 越 欠 損 金	合 計
尾 三 信 連	8,763	-	-	3,593	711	13,067	8,133	474	7	32	-	8,666	4,401
知多郡信購販連	1,576	-	16	282	-	1,874	1,386	362	28	20	-	1,797	77
渥美郡購連	-	3,322	-	241	-	3,563	3,026	73	154	-	-	3,254	309
東 春 郡 購 連	-	1,333	-	425	-	1,758	571	718	83	21	200	1,592	167
碧海郡購販連	-	86	131	38	-	255	239	183	7	-	-	429	▲174
合 計	10,339	4,741	147	4,580	711	20,517	13,375	1,811	278	73	200	15,738	4,779

注(1) 第9表と同資料, 29~30頁による。

(2) ▲は赤字を示す。

任よりも外部の信用が高いという二つの理由から、奨励すべき組織形態であった。しかし大里忠一郎(埼玉県主事)によれば、保証責任は有限責任と比較して手続きが煩瑣である。しかも外部資金借入に際して役員の個人保証が要請されることは共通であるから、保証・有限責任とも外部信用に大きな差は認められない。したがって有限責任が便利ということになる。同様のことを、以前に金田爾郎(愛知県主事)も述べている。⁽⁶⁾

出資金額についても、左子の一口小額・多数出資という方針は、埼玉・愛知県における、自己資金増強のための一口高額化という現実と対立する。岡山県の吉備郡連では一口が小額であるものの、平均出資口数は愛知県の碧海郡連に劣っている。金融関係では、三県とも郡事業連の県信連への加入を方針とした。実際に融通を円滑に行なうためには、県信連出張所の郡連への設置が必要とされた。愛知県碧海郡連の場合、県信連の

出張所は「事実ハ一ノ郡信用組合連合会ノ体ニシテ県信用組合連合会ハ大連合会ノ状況ニアルモノト如」⁽¹⁰⁾き状態となった。さらに岡山県にあつては、信連の県連一本化という当初の方針は崩れ、郡連も信用兼営となつてゐる。いずれも郡連の自己充足欲求の現われであらう。

購販事業でも、左子の委託主義とは裏腹に、見越買取主義が相当に行なわれていた。委託主義のみでは事業が伸びないからであるが、その反面見越主義は価格変動による損失をこうむる危険性を孕んでいた。事実、入間・碧海郡連は欠損を計上してゐる(第15表)。

その他、郡役所との密接な関連はここでも確認できる。また、郡農会も経費補助(入間郡連)や共同販売の開拓(吉備郡連)といった形で、連合会の設立を促したのであった。

注(1) 大里忠一郎『長野県産業組合史』第二編(長野県農

業会発行、昭和二年)、一八七―一九頁。

(2)(3) 『同上書』第一編(昭和二年)、六八八―六九〇頁、および六七九―六八一頁参照。

(4) 『同上書』、六九〇頁には「本県の方針は大体に於て信用組合連合会は県を区域とし、郡の区域の設立は認めざることとなり居る」と記されているが、時点が明らかでない。

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察

(5) 『同上書』、五九六頁参照。

(6) 『保証責任長野県信用組合聯合会二十五年誌』(同会発行、昭和十三年)、一頁参照。

(7) 大里前掲書第二編、七〇、七九、八二、二五六頁参照。

(8) 南部購連内には両連合併に対して賛否両論があつた。しかし、長野支会が県下各組合に県購連加入を勧誘した時点で、反対論は鳴りをひそめたという(『同上書』、二五七―二五八頁参照)。

(9) 「何故に連合会が保証責任を排して有限責任を採るやといふ問題は、机上の論としては重大なるものに相違なからうが、(中略)有限責任とするも保証責任とするも五十歩百歩のことで、結局余り手続の面倒でない方が宜しいといふ、極めて単簡な考より斯の如くなつたもので、責任を回避するといふが如き考は、決して毛頭微塵もないのである。」(金田爾郎「愛知県連合会概況(上)」、『産業組合』第一三三号、大正五年一月、三四頁)。

(10) 『創立十五周年記念誌』(新潟県販売購買利用組合連合会発行、昭和十一年)、一八頁。この報告については『年史六十年のあゆみ』(新潟県経済農協連合会発行、昭和五六年)、二四頁以下も参照。

方針と実態(大正9年)

知 県	岡 山 県		新 潟 県
碧海郡購販連	県 庁	吉備郡信購販連	中 越 販 購 生 連
有限責任.		有限責任.	有限責任(保証責任でも資金借入は役員個人保証).
一口400円.		一口50円.	一口500円.
県信連の融通は、出張所を郡事業連に置いてから円滑になった。	県信連の融通円滑で、郡事業連の信用兼営を許可。	信用事業兼営.	中越信連と提携するか、または信用兼営とする。
肥料購入は有恒会より。米販売は商人の入札。	委託主義のみでは支障あり、見越買取も自由。	見越中心(肥料)で、先物取引もあり。組合売却時は商人の攪乱を避け、秘密相場とする。	価格が変動する商品(肥料など)は当分扱わない。農業倉庫で米の競売。
独立した事務所(安城駅付近)あり。大正4年設立。	事務所は郡役所に置く。会長は郡長か、所属組合の有力者。主事は郡勸業係が勤める。	同左。郡書記が理事を兼ねる。大正2年設立の契機は郡農会の陸軍に対する麦共同販売。	事務所は3年後に郡役所から独立する。大正10年設立予定。

第15表 郡購販連の事業と損益(大正9年)

(単位:円)

	購買額と 主要品目	販売額と 主要品目	総益金	総損金	差 引 剰 余 金
入間郡購販連(埼玉県)	212,381(肥料)	36,648(大麦)	4,032	60,562	△56,530
碧海郡購販連(愛知県)	170,187(肥料)	341,227(米麦)	9,078	18,593	△9,515
吉備郡信購販連(岡山県)	106,303(肥料)	68,882(米)	10,190	5,039	5,151

注(1) 『産業組合要覧』より作成。

(2) △は赤字を示す。

第14表 郡連合会の指導

	産業組合中央会 (左子清道)	埼 玉 県		愛
		県庁(大里忠一郎)	入間郡購販連	県庁(金田爾郎)
組織形態	有限責任は外部に対する信用が弱い、保証責任が可。	保証責任は手続が煩瑣、有限責任と信用に差なし。	有限責任。	有限責任が民意に投合する。
出資金額	一口を小額にして、口数を多くする。	出資金額を多額にするため、一口300~500円。	一口300円。	一口500円が適當。
金融関係	郡事業連は県信連に加入して、融通を受けるのが可。	郡事業連に県信連の従たる事務所を置かせる。	県信連の融通は不十分。その事務所設置を交渉中。	郡事業連の信用兼営が便利だが、県の方針は信連=県区域、県信連の出張所を郡事業連に置く。
購販事業	絶対に委託主義、肥料仕入は中央会を利用するのが安全。	委託主義厳守では不振、見越主義では危険あり、折衷主義とする。	注文買から見越買へ、各組合が各駅に倉庫建設(連合会が補助)。	経営は大阻にすべく、見越買取主義をとる。有恒会(大連合会)を利用。
郡役所との関係、設立事情など		郡長が顧問、郡産業組合が実務、郡補佐が有力役員。	同左。 大里忠一郎が奨励して大正6年に設立、初年度経費は郡農会が負担。	

注(1) 新潟県販購利聯『創立十五周年記念誌』(昭和11年)、11~20頁より作成。

(2) 中央会・県庁は指導方針、中越連合会は設立方針を示す。

四、産業組合連合会の統合

(一) 産業組合法改正と連合会

大正期の産業組合法改正は、次の二点で系統三段階制を準備することになった。(a)第三次改正における信連の債務保証の新設、(b)第四次改正による連合会の連合会(全国連合会)の法認である。

まず(a)から考察しよう。産業組合法第三次改正(大正六年七月公布)は、信用組合に関する新規定をその主な内容とした。すなわち、貸付目的の拡張(生活資金)、貯金預かり対象の拡大(組合員家族、公共団体、非常利法人)、市街地信用組合(員外貯金、単営)の新設、信連の債務保証などがそれである。これらは、この時期の重要な政策課題であった中小工業金融対策の一環として、政府の諮問機関・経済調査会(大正五年四月設置)が素案を

示したものであった。⁽¹⁾

とはいえ、その効果は都市・工業者の産業組合にとどまるのではなく、農村のそれにも新たな発展の契機を与えたのである。

信連の債務保証の法認には、特殊銀行（勸銀・興銀・拓銀・農銀）が行なってきた産業組合・産業組合連合会貸付に信連を介在させて、それを促進する狙いがあった。

ここで、系統金融三段階制の形成過程における、この時期の位置づけを、特殊銀行系列からの独立という視点でまとめておく。

産業組合と政策金融機関たる勸銀・農銀・拓銀との金融関係の展開は、四つの画期をもつ。

最初は農銀から産業組合への無抵当定期貸付（明治三三年三月の農工銀行法改正）である。これは、農銀の資金不足と、産業組合貸付のリスクのために伸びなかった。

第二の画期は勸銀の産業組合貸付の開始である（明治四三年四月の日本勸業銀行法改正）。農銀の親銀行がこの分野に乗り出す。この場合、農銀が中間に介在する（代理貸付）方法と、産業組合中央会の仲介による直接貸付の方法との二つがあったが、初めは前者の方法が多く取られた。すなわち、勸銀——農銀——産業組合という系列が形成される。ちなみに貸付資金の

大半は大蔵省預金部の低利資金（明治四四年より産業組合もその融資対象に入れられた）で占められた。周知のように、この時期、農業金融の生産的性格が弱まるとともに、勸・農銀の自行資金は農外貸付に振り向けられていったのである。

第三の画期が、前述の信連を介在させた勸銀の産業組合貸付の開始である。先に見た勸銀貸付では、まず農銀代理貸付の場合は、農銀の産業組合貸付に対する終始一貫した消極的姿勢が、その発展を妨げていた。また、産業組合中央会の仲介方式の場合も、事務の煩雑さが障害となっていた。

ここで着目されたのが、急速に普及しつつあった信連を利用することであった。後掲第20表によれば、府県区域の信連は大正五年までに過半（二七）の府県で設立されている。

産業組合法改正案の議会審議から、この点に関連する論議を拾っておこう。政府委員・道家斉（農商務省農務局長）の答弁によれば、「連合会へ個々ノ組合ヨリハ確定ナモノ」であり、「銀行ノ方カラ申シテモ、各組合ノ一々小サナモノニ貸付スルト云フコトハ随分煩雜デアリマスルガ、之ニ連合会ト云フモノガ保証ニ立ツヲ得ルト云フコトニナリマス、貸方ノ方ニ於テモ甚ダ便利デア」る、とされる。ただし、信連が信用保証の手数料を取ることで、借手の資金コストは上昇する。⁽⁶⁾

この法改正を受けて、第三回産業組合主任官会議（大正六年

九月)は、信連の債務保証への注意点として、資金の用途は主に産業資金であるべきこと、長期の債務は避けるべきことなどを決めた。

大正六年以降、勸銀は産業組合貸付に際し、「一括して直接信用組合連合会に融通するか(信連が又貸しする——引用者)または……連合会の保証貸付(債務保証と債権取立てを行なう——引用者)とする」方法をとった。上記の二方法の内、前者(勸銀——信連——産業組合というライン)が多かった(9)ので、その限りでは第三次産業組合法改正の意義はやや小さくなる。とはいえ、従来の農工銀行の役割を信連が代行するに至ったという点において、この改正は系統金融組織発展の一ステップになったといえよう。

なお、第四の画期は、いうまでもなく、産業組合中央金庫法の制定(大正一二年)によって産組中金——信連——産業組合という、組合独自の体系が完成した時点である。ただし、勸銀の産業組合貸付も年賦貸付において、昭和六年の産業組合中央金庫法改正まで存続する。

以上の変化を、特殊銀行および系統機関の産業組合貸付額(構成比)の変遷で確めたのが第16表である。なお、誤解を避けるために付言すれば、産業組合の資金借入先は特殊銀行と系統機関に限定されるわけではない。また、特殊銀行は産業

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察

第16表 特殊銀行と系統組織の産業組合貸付の構成比

(単位: %, 千円)

	特殊銀行					系統組織			合計 (金額)
	日本勸業銀行		府県農工銀行	北海道拓殖銀行	小計	産業組合中央金庫	信用組合連合会	小計	
	直接貸付	代理貸付							
大正1年	7.4	60.8	24.1	0.5	92.7		7.3	7.3	100.0 (4,585)
3	9.4	59.5	17.6	0.6	87.1		12.9	12.9	100.0 (7,365)
5	12.5	58.0	10.5	1.0	82.0		18.0	18.0	100.0 (8,904)
7	18.8	44.0	8.3	3.8	74.9		25.1	25.1	100.0 (11,005)
9	21.8	25.3	13.2	3.7	64.0		36.0	36.0	100.0 (23,484)
11	30.9	13.3	4.8	3.2	52.2		47.8	47.8	100.0 (37,428)
13	28.8	14.4	3.1	2.6	48.8	1.6	49.6	51.2	100.0 (52,177)
15	24.3	11.6	5.7	1.7	43.4	4.3	52.4	56.6	100.0 (81,262)

注(1) 大蔵省『銀行局年報』および前掲『産業組合要覧』より作成。

(2) 特殊銀行の貸付額は年賦・定期償還貸付額の合計である。

(3) 勸銀の代理貸付は農銀経由のものである。

△ノード▽ 産業組合連合会に関する一考察

組合連合会・単位組合のいずれにも貸付を行なうのであるから、
 信連がその借入金で単位組合に又貸しする場合、この表の合計
 額は二重計算した値となる。

これらの点に注意しながら当表を見てみると、大正前半期に
 大きな比重を占めた勸銀の代理貸付（農銀経由）が、後半期に
 は大幅に地位を低下させていることがわかる。もともと、大正
 一〇年以降は勸銀と府県農銀との合併の進行が影響している点
 を配慮しなければならぬが、これに対して比率を増大させた
 のは、勸銀の直接貸付と、信連の貸付けである。

次は（b）の連合会による連合会の設立（大正一〇年四月公
 布の産業組合法第四次改正）である。第17表に示したように、
 連合会を構成する組織は、組合法改正のたびに、拡張されていく
 すでに第二次改正（明治四二年）で、信連には販・購・生連が
 加入して金融関係をとり結ぶことが認められていた。しかし、
 同種の連合会の重層化（たとえば販連の販連への加入）は規定
 されていなかったのである。この問題は全国連合会結成の法制
 的裏付けという意味にとどまらず、西日本で簇生する郡・数郡
 区域連合会と府県区域連合会との関係にも影響を与えるもので
 あった。

第18表は、産業組合関連の諸会議における連合会組織論をフ
 オローしたものである。明治末以降、連合会の連合会加入（設

第17表 事業別にみた連合会の構成組織

加入できる組織	信用		販売		購買		生(利用)産	
	組 合	連 合 会	組 合	連 合 会	組 合	連 合 会	組 合	連 合 会
信用組合連合会	○		○	○	○	○	○	○
販売組合連合会			○	◎				
購買組合連合会	△	△	△	△	○	◎	△	△
生産(利用)組合連合会	◎	◎	◎	◎	◎	◎	○	◎

注(1) 『法令全書』より作成。

(2) ○は第2次法改正（明治42年）、◎は第4次法改正（大正10年）、△は第7
 次法改正（昭和7年）で、それぞれ加入が認められたことを表わす。

第 18 表 産業組合関係会議における連合会組織論

年	会議名 回数	論議のテーマ(提案者)と結論
明治38年	大: 1	連合会法制化の要請——可決, 建議
39	大: 2	販売購買媒介機関設立の必要(西垣恒矩)——可決
40	主: 1	連合会法人化の必要(北海道庁)——可決
41	大: 4	「連合組合」法制化案(有働良夫)——可決
45	大: 8	郡信連の県信連加入の法認(愛知県知多郡連合会)——建議せず(県信連への合併が可)
大正3年	大: 10	信連の信連加入の法認(兵庫県支会)——可決, 建議
6	連: 4	郡信連の県信連加入の法認(愛知県碧海郡連合会)——撤回
7	連: 5	連合会の連合会設立の法認(愛知県知多郡連合会ほか3連合会)——可決, 建議
8	支: 13	販売・購買・生産の郡連合会の県連合会加入の法認(福井県支会)——可決
8	連: 6	連合会の連合会設立の法認——可決, 建議
8	大: 15	販・購・生の連合会の連合会加入の法認, 全国連合会の設立(岡山県支会和氣郡部会)——中央会で研究
8	主: 4	連合会の連合会加入の法認(福井県庁)——可決
9	連: 7	連合会の連合会設立の法認(愛知県知多郡連合会ほか5連合会)——可決
9	大: 16	販・購・生の連合会の連合会加入の法認(愛媛県支会)——可決, 建議
10	大: 17	購買の全国連合会の結成(三重県支会)——中央会で研究
11	産: 2	信連の信連加入の法認(愛知県幡豆郡の参加者)

注(1) 『産業組合』誌より作成。

(2) 会議名は以下のように略記した。「大: 1」は第1回全国産業組合役員協議会の意味である。

大: 全国産業組合大会(第4回までは役員協議会)

主: 産業組合主任官会議

連: 同 連合会協議会

支: 全国支会役員協議会

産: 産業組合協議会

立)問題が繰り返し論議されていることがわかる。注目すべきは、愛知県郡連(特に知多郡連)がしばしば発議者となっている点である。

行論の都合により、われわれは愛知県の連合会の状態を再び見ておかねばならない。とりわけ、三の(三)でふれた、愛知県購買組合連合、「有恒会」についてである。当組織は産業組合法に規定がない、連合会の連合体であった。大正五年七月、既設の四郡連(知多郡・渥美郡・東春・碧海郡)が結成し、平田東助(産業組合中央会会頭)が命名したものである。会長は知多郡信購販連会長でもある内藤伝祿(尾三貯蓄銀行頭取)であった。事務所も知多郡連に置かれた。内藤は大正七、九年に衆議院議員を務め、後述のように産業組合法改正を建議するのである。

「有恒会」の事業量は、大正九年の時点で、購買額三〇万四四〇〇円(品目は魚肥・大豆粕・食料品)、対前年比三三%増であった。⁽¹²⁾同年、愛知県内の九つの郡購連の購買額は約五五万五千円であったから、単純に比率を計算すれば約五五%を占めたことになる。

さて、第18表に立ち戻ると、連合会の連合会設立(加入)の法認要求は賛同を得、建議もなされた。ただし、信連の信連加入問題については、その取り扱いに微妙なものがあつた。郡信連の県信連加入に対しては否定的であつたと見て良いだろう。

第八回全国産業組合大会(明治四五年)では、郡信連は県信連に合併すべし、との答申が出されている。ところが、二年後の第一〇回大会では、信連の信連加入(全国連か?)法認を建議しているのである。

次に進んで、帝国議会における関連論議を検討しよう。それは三回を数える。

① 最初は、大正八年三月の、内藤伝祿(愛知県選出、憲政会所属)外一名提出「産業組合法中改正に関する建議案」をめぐつてである。建議の内容は、「現行法に於ては産業組合連合会か更に産業組合連合会を設立することを得ず之か為連合会の活動力伸張せず延て産業組合の効果充分ならざるの憾あるを以て速に法の改正あらむことを望む」というものである。その狙いは「郡ノ連合会ヲ更ニ連合シテ県ノ連合会ニ」する点にあつた。⁽¹³⁾

議員からは小林嘉平治(三重県、憲政会)・土井権大(兵庫県、立憲国民党)らの賛成意見が述べられたのであるが、政府側は慎重な態度を表明した。すなわち、副島千八(農商務省農政課長)は、連合会の連合会の必要性を一般的に認めつつも、たとえば信用組合の系統組織に「幾段モ階級ガ生ズルト」利鞘が増大して利子率が上昇するという問題があることを指摘した。信用事業以外でも「成ベク中間ノ

機関ヲ省キタイ」との考えを示したのであった。⁽¹⁵⁾

② 次は翌九年七月の、土井権大外一名提出「産業組合法改正法律案」に關してである。この法案には信連の信連加入を認める、との条文が含まれていた。この狙いも郡連の県連加入の法認であつた。⁽¹⁶⁾

これに対し政府側（岡本英太郎農務局長）は、類似の改正案が農商務省内で練られていることを明らかにした。土井の提出法案は結局審議未了となる。⁽¹⁷⁾

③ 三回目は、政府提出の産業組合法第四次改正案の審議である（大正一〇年三月）。問題とされたのは、連合会の重層化の規定条文から信連のみを除外した点であつた。ここでも土井権大が、「連合会ノ金ガ剩ツテ他ノ銀行ニ預ケル」⁽¹⁸⁾ ような余裕金の系統外流出に対処するものとして、県信連——郡信連の系統化を主張した。⁽¹⁹⁾

政府答弁は最初の論議（二年前）の時と同様であつて、「段階が多くなりまして……利鞘が……多くなつて、結局金を借る人がそれだけ金利を高くせらるゝ」という難点を指摘する。さらに信連の場合は販・購連などと異なり、「一郡ヲ範圍トスルト云フヤウナモノデナク、一府県ヲ區域トスルトカ、状況ノ似テ居ル數県ヲ區域トスルト云フヤウナ……比較的大區域デアツテ造リ易イ」⁽²⁰⁾ ののである、と。

《ノート》 産業組合連合会に關する一考察

また、大蔵省がすでに大正六年頃より練っていた（『農林中金史』第一卷、一三七頁参照）、産業組合中央銀行——信連という系統化構想にも抵触する。⁽²¹⁾ もし信連が重複するのであれば、各連合会は十分な利鞘を確保できず、「此機關ソレ自身ノ存続上、色々ノ面倒ナコトガ起ツテ來」⁽²²⁾ る。いうまでもなく、他金融機關との競争を考えれば、利子率には一定の枠が与えられるからである。

以上のように、政府は郡信連の県信連加入を否定したのである。それは同時に、県信連の集合し全国信用組合連合会結成の道も閉ざす意味を持つた。

産業組合法第四次改正から二年を経た大正一二年、産業組合中央金庫法が制定され、産業組合中央金庫が発足する。同年、全国購買組合連合会も設立される。ここに産業組合系統組織は新たな發展局面を迎えたのであるが、それと並行して、以下に見るように地方連合会は再編過程に巻きこまれていくのである。

注(1) 浅井良夫「經濟調査会における工業金融問題」『成城大學經濟學部創立三〇周年記念論文集』、昭和五五年一月、三二二～三二三頁参照。

(2) 『日本勸業銀行史』(昭和二八年)、二六九頁参照。

(3) 大正元年九月、中央会と勸銀が協定を結んだ（『同上書』、三二四頁参照）。また「会告」および「産業組

第19表 産業組合中央会による資金・物資の斡旋開始時期

大正2年3月	産業組合資金仲介規定(勸銀借入)
同 3年10月	『産業組合』誌に「物資仲介欄」新設
同 8年8月	資金利用調査会設置(余裕金運用)
同 9年2月	「肥料商況通報」発行

注. 『産業組合発達史』第2巻(産業組合史刊行会, 昭和40年), 116~126頁および『産業組合』誌より作成。

合に対する資金仲介に就きて(『産業組合』第八九号、大正二年三月、巻頭および一三(一六頁)参照。ちなみに、中央会の全国連的業務の開始時期を第19表に示した。
 なお、産業組合中央会『日本産業組合史』(大正一五年)には、中央会の勸銀資金仲介の開始時期が明治四二年と記されている(三二四頁)。しかし、勸銀の産業組合貸付は、明治四三年の勸銀法改正によって初めて認められたのであるから、これは疑問とせざるをえない。

と答えている(衆議院日本勸業銀行法中改正法律案外三件委員会議録(速記)『第二回、同年七月一〇日分、二六頁)。しかし、実際にそれが可能であったか、疑問は残る。

(7) 「産業組合主任官会議」(『産業組合』第一四五号、大正六年十一月)、三九頁参照。

(8)(9) 前掲『勸銀史』、三五〇頁参照。これに関して、『農林中央金庫史』第一巻(農林中央金庫調査部発行、昭和三年)は、勸銀の産業組合貸付が「県信連を通ずる方針」でなされたことが、「県信連・市町村組合」という系統組織の整備にかなりの効果があったものと思われる」と記している(一〇八頁、傍点は引用者)が、郡信連ではなく、県信連を利用したという点の裏証はなされていない。

(4) 『第三九回帝國議會貴族院産業組合法中改正法律案特別委員会議事速記録』第二号(大正六年六月二八日分)、一〇頁。
 (5) 『同上』第三号(同月二九日分)、一五頁。

(6) 副島千八(農務局農政課長)は、この対策について、勸銀の場合は貸付意欲が強いので、信連が利子割引について勸銀と交渉することも「出来ナイコトハナイ」

(11) 金田爾郎「愛知県連合会概況(下)」(『産業組合』第一三五号、大正六年一月)、三四頁参照。

(12) 林忠太郎「愛知組合覗き」(『同上誌』第一八五

号、同一〇年三月）、一五頁参照。

(13) 『大日本帝國議會誌』第一卷（昭和三年）、一二九三頁。

(14)(15) 『第四一回帝國議會衆議院農工銀行法中改正法律案外一件委員會議録（速記）』第七回（大正八年三月二六日分）、二七～二八頁参照。

(16) 前掲『議會誌』第一二卷（昭和四年）、四三一頁参照。

(17) 『第四三回帝國議會衆議院重要物産同業組合法中改正法律案外一件委員會議録（速記）』第二回（大正九年七月一六日分）、六～七頁参照。

(18) 改正法第七六条第二項は、「産業組合連合会ハ産業組合又ハ産業組合連合会ヲ以テ之ヲ構成ス但シ信用組合連合会ハ同種ノ事業ヲ行フ連合会ヲ以テ……之ヲ構成スルコトヲ得ス」である。

(19) 『第四四回帝國議會衆議院産業組合法中改正法律案外一件委員會議録（速記）』第二回（大正一〇年三月一二日分）、四頁参照。

(20) 注(16)と同資料、一六五九頁（岡本農務局長の答弁）。

(21) 注(19)と同資料、三頁（戸田保忠農務課長の答弁）。

(22) 同上資料、同頁によれば、土井権大は信連重層化の禁止について「或ハ大蔵省辺ノ反対ガアツタノデハナイカ、若クハ資本家的ノ勸業銀行ト云フガ如キモノガ

妨害ヲシタノデハナイカ」と憶測している。

(23) 『貴族院産業組合法中改正法律案特別委員會議事速記録』第二号（同年三月二三日分）、四頁（岡田信・大蔵省銀行局特別銀行課長の答弁）。

(二) 小規模連合会の統合過程

まず、府県連の設立（既存連合会の兼営化も含む）状況を見よう。第20表（特定産品のみに関わる連合会は除く）から、信連・購連・販連の順に設立されていく様子がわかる。府県信連は、産組中金設立の翌年（大正一三年）までに全府県に普及した。地域差はさほど明確でない。

これに対し、府県販連・購連の設立は散発的・断続的で長期にわたる。大正八年に小ピークがあるが、本格化するのは昭和期に入ってからであり、特に販連は昭和八年にようやく全府県を網羅したのである。大まかに見て、西日本の諸府県が先行している。ちなみに、全購連設立に先立ち、大正一〇年頃から西日本ブロックで広域連合会（西日本購買組合連合会）を結成する動きがあった——全購連設立により流産した——が、先に見た郡連の簇生と合わせて、連合会の展開における西日本の先進性の現われと見ることができよう。

ところで、第20表では七府県が府県連の再設立を経験してい

連合会の設立状況

組 合 連 合 会		購 買 組 合 連 合 会	
府 県 名	計	道	府 県 名
	(1)	(東京)	
	1	広島	
	1	滋賀	
	2	鳥取・沖縄	
	-		
	1	鹿児島	
本)	1(1)	佐賀・(熊本)	
	1	岩手	
	-		
静岡・岡山・沖縄	6	北海道・東京・長野・静岡・岡山・香川	
	1(2)	鳥根・(秋田)・(神奈川)	
玉)	3(2)	福島・高知・長崎・(埼玉)・(愛知)	
川	2	新潟・岐阜	
口	2	奈良・山口	
	2	石川・兵庫	
	-		
岡	1	福岡	
	2	山形・徳島	
城・栃木・岐阜・宮崎	2	栃木・群馬	
井・京都・兵庫・愛媛・大分	7	秋田・千葉・福井・山梨・京都・愛媛・大分	
手・宮城・愛知・奈良・和歌山	10	青森・宮城・茨城・神奈川・富山・愛知・三重・和歌山・熊本・宮崎	
玉・富山・長野・三重・大阪・本	2	埼玉・大阪	
奈川・山梨・鳥根	-		
京	-		

定).

第20表 道府県区域

設立年	信用組合連合会		販売	
	計	道府県名	計	道
明治 43年	(1)	(東京)	(1)	(栃木)
44	4	宮城・栃木・滋賀・広島	-	
明45・大1	2(1)	静岡・鳥根・(愛知)	1	滋賀
大正 2	6	長野・岐阜・鳥取・愛媛・佐賀・沖縄	-	
3	6	秋田・福島・埼玉・富山・大阪・香川	-	
4	4	群馬・岡山・山口・鹿児島	1	鹿児島
5	5(1)	岩手・兵庫・和歌山・徳島・大分・(熊本)	1(1)	佐賀・(熊)
6	3	山梨・奈良・福岡	-	
7	3	青森・茨城・三重	-	
8	2	北海道・東京	4	北海道・
9	1	神奈川	-	
10	6	山形・新潟・石川・高知・長崎・宮崎	1(1)	長崎・(埼)
11	1	福井	2	新潟・香
12	1	千葉	2	鳥取・山
13	3	愛知・京都・熊本	1	石川
14	-		-	
大15・昭1	-		2	高知・福
昭和 2	-		1	徳島
3	-		5	秋田・茨
4	-		6	千葉・福
5	-		6	青森・岩
6	-		8	福島・埼 広島・熊
7	-		4	群馬・神
8	-		2	山形・東

注(1) 『産業組合要覧』および道府県の産業組合史・農協史より作成（一部推

(2) 既存の連合会の兼営化も含まれている。

(3) 特定産品（蚕糸・酪農など）に関する連合会は除外した。

(4) () 内は後に再設立されるものを示す。

る。愛知県（購連については後述）を除けば、郡連の少ない府県である（前掲第6表参照）。各県の『産業組合史』等によれば、栃木（販連）・埼玉（販購連）・熊本（信販購連）の場合は、経営が行き詰まって解散したものである。秋田（購連）・神奈川（購連）にあつては、信連が兼営を廃止し、後に別組織として設立された。東京（信購連）・愛知（信連）では経営刷新のために改組されている。

次に、郡連に目を転じよう。前にも指摘したように昭和期に減少傾向をたどる。これを府県連の設立とからめて見たのが第21表である。累年の郡連が事業種類別に三以上（長野は例外）存在した二六の府県（三八の府県連合会）を、郡連の解散時期から次の三つに分類した。

- ① 「郡連消滅型」。これは府県連の設立以前か、その直後（一年以内）に郡連のほとんどが解散してしまつたものである。
- ② 「郡連並立型」。府県連設立後も既設の郡連が存続するか、または郡連が新設されているもの。
- ③ 「郡連散在型」。①②のいずれにも属さないもの。

この内、①②の事例を見てみよう。
最初に「郡連消滅型」として、群馬（購連）・新潟（信連）・富山（販購連）・長野（購連）・福岡（販購連）をとりあげたい。

群馬県の連合会は、大正前半期まで組合製糸南三社（明治四三年に産業組合連合会へ改組）と県信連（大正四年設立）があるにすぎなかつた。第一次大戦後、県の誘導があり、購買組合が普及していた東毛地方に相次いで四つの郡購連が設立された。しかし、それらは所屬組合が少なく事業量も小さかつた。しかも郡役所・官吏に依存した運営で、「所屬組合の自覚も亦不充分であつた為……大正一五年郡役所の廃止……を機とし、解散し失敗の歴史を作るに至つた」。⁽²⁾一つだけ残つた山田桐生郡市購販連も経営が行き詰まり（第22表）、昭和二年からの県購連設立準備の動きに呼応して、翌年解散した。

続いて新潟県の場合は、明治四四年に中越・中蒲原・北蒲原・南蒲原の四郡信連、さらに大正二年下越購販連（後に信用兼営）、同四年上越信連が結成されている。が、中越信連を除けば、組合数は二〇、四〇に過ぎず、「其活動範圍を制限せられ、資金の繁閑を調節するの機能を欠き、経営者にして犠牲的努力を払ふにあらざれば」⁽³⁾その存立も困難視される状態であつた。約一〇年間活動した後、大正一〇年に合併して県信連を設立する。

富山県においては、大正六、一二年に毎年郡購連（販売兼営もあり）が設立され、全県を網羅した（第22表）。しかし事業は振わず、昭和五年の県購連の設立までに六郡連が解散してい

第21表 府県連合会の設立と郡連合会の存立

	府 県 名	府 県 連 合 会		解 散 時 期 別 郡 連 合 会 数					計
		事業種類	設立年(A)	Aより 2年以 上前	Aと同年 か前後1 年以内	Aより2年以上後		計	
				設立がA より前	設立がA 以後				
郡 連 消 滅 型	群 馬 新 玉 富 山 石 川 長 野 三 重 大 和 歌 山 島 岡 分 崎 大 宮	購 販(信)	昭 3年	3	1	-	-	4	
		購 販(信)	6	7	-	6	-	9	
		信 購(信)	大 10	-	6	-	-	6	
		購 販(購)	昭 5	1	5	1	-	7	
		販 購(購)	6	1	3	2	-	6	
		販 購	大 13	-	4	-	-	4	
		購 販(信)	昭 8	-	2	-	-	2	
		販 購(信購)	5	5	1	2	-	8	
		販 購(信購)	6	2	1	1	-	4	
		購 販(販)	6	3	-	-	-	3	
		購 販(販)	5	4	-	1	-	5	
		販 購(信購)	6	2	2	-	-	4	
		販 購	大 15	2	5	2	-	9	
		販 購	4	4	1	-	-	5	
		購 販(販利)	昭 5	1	3	1	-	5	
郡 連 並 立 型	福 井 岐 静 愛 三 滋 京 兵 岡 岡 山 山 島 口 媛 分 崎 大 宮	信 購(販)	大 11年	-	-	3	-	3	
		購 販(信)	昭 4	-	-	3	-	3	
		購 販(信)	大 11	-	-	2	7	9	
		販 購(信販)	大 3	-	-	2	6	8	
		販 購(信販)	大 8	1	-	-	3	4	
		販 購	大 5	3	3	7	-	13	
		信 販(信)	大 7	-	1	5	1	7	
		販 購(信)	大 45	-	-	-	9	9	
		信 販(購)	大 13	1	1	5	-	7	
		販 購	大 4	1	1	4	-	6	
		購 販	大 13	-	3	3	-	6	
		信 販	大 4	-	-	4	3	7	
		購 販(信)	大 8	-	-	10	3	13	
		販 購(信)	明 44	-	-	-	6	6	
		販 購	大 12	-	-	11	1	12	
販 購	大 4	1	3	6	-	10			
信 販(利)	大 5	-	-	3	2	5			
販 購	大 3	1	-	4	-	5			
郡 連 散 在 型	秋 茨 茨 兵 奈 田 城 城 庫 良	購 販(販)	昭 4年	1	1	1	-	3	
		販 購	3	1	-	2	-	3	
		購 販	5	1	-	2	-	3	
		販 購	4	2	-	1	-	3	
		購 販(信)	大 12	1	-	2	-	3	

注(1) 『産業組合要覧』より作成。

(2) () 内は兼営事業を示す。

第22表 郡連解散の事例

府県名	区域の郡市	事業種類	所属組合数 (年次)	設立年	解散年	存続年数	解散理由
群馬県	山田郡・桐生市・(新田郡)	販 購	20(大14)	大11	昭3	6年	購買未収代金の累積による損失, 組合の抜買による購買額の減少
	勢田郡	購	11(13)	12	大14	2	組合少ない, 適当な専任者得られず, 事業不振
	佐波郡	購	15(13)	12	15	3	組合の理解が薄い, 資力乏しく, 事業不振
	邑楽郡	購	9(13)	12	15	3	理事が経験乏しく, 不熱心で事業不振
富山県	氷見郡	販 購 利	15(大14)	大6	昭4	12	事業不振
	東・西砺波郡	販 購	51(14)	7	5	12	県購(販)連の設立
	中新川郡	販 購	18(11)	8	大15	7	資金回収不能による欠損
	婦負郡	販 購 利	26(14)	9	昭5	10	県購(販)連の設立
	上新川郡	購	20(14)	10	5	9	同上
	下新川郡	販 購	20(14)	11	12	15	資金回収不能による欠損
	射水郡	購	36(14)	12	5	7	県購(販)連の設立
東・西砺波郡	販 利	15(昭3)	昭2	13	11	資金回収不能による欠損	
京都府	与謝郡	信	17(大9)	明43	大10	11	金融の需給調節できず, 預け金(銀行)の經由のみ, 丹後産業銀行の創立
	南桑田郡	信販購利	19(14)	44	昭6	20	金融恐慌による預金損失(昭2, 桑船銀行), 事務員の不正融資(大13・昭5)
	乙訓郡	信 購	17(14)	大2	4	16	預金損失(昭2, 村井銀行)
	船井郡	信 販 購	24(14)	5	9	18	同上(昭4, 船井銀行, 昭7, 團部銀行・須知銀行)
	何鹿郡	信 販 購	15(14)	9	8	13	理事の不正行為(昭8)
	加佐郡	信 購	17(12)	10	大12	2	事業不振, 府信連の設立
	天田郡	信購(販)	27(14)	11	昭8	11	府販購利連との合併
天田郡	販	24(昭3)	昭3	6	3	天田郡信購連との合併	

注(1) 『上毛産業組合史』(昭和4年), 『富山県産業組合史』(昭和15年), 『京都府産業組合史』(昭和19年)より作成。

(2) 区域の()内は名称に表われないもの, 事業種類の()内は後に兼営したことを示す。

(3) 事業種類は第1表に準じて略記した。

(4) 年号は明治43年を明43のように略記した(大正・昭和も同様)。

る。残った二郡連も後に欠損を生じて県連に統合された。

なお、長野県の購連については、すべて三の(五)であつたのでこゝでは省略する。

①の最後に福岡の販購連を見よ。同県庁は、大正八年樹立した「産業組合振興計画」によつて、信連＝県区域、他の事業連＝郡区域という方針を打ち出した。⁽⁴⁾信用事業の連合組織は、すでに大正六年に設立されていた県信連に一本化することとす。

郡連は単位組合の販購事業推進のために、その設立が奨励されたのである。なお、この時唯一の郡連であつた糟屋郡信購連は、設立(明治四五年)当初から信用事業を行なつていたが、大正一二年には県信連に移管し、購販連となつた。

大正八～一一年に八つの郡購連(販売兼営もあり)が設立されたが、第一次大戦後の慢性不況の中では経営は不安定(第23表)であつた。⁽⁵⁾大正一五年の郡役所廃止を契機に三連合会が解

第23表 福岡県の販購連の事業

(単位：円)

区 域	事業種類	設立年	解散年	大 正 9 年				大 正 12 年				大 正 14 年			
				所屬組合数	販売額	購買額	損 益	所屬組合数	販売額	購買額	損 益	所屬組合数	販売額	購買額	損 益
糟屋郡	信販購	明45	昭9	43	267,025	426,749	31	470	471,292	31	-	19,440	412,472		
朝倉郡	購	大8	2	25	121,811	411,392	25	3,544	-	13	2,896	-			
田川郡	購	9	大14	14	52,810	42,856	14	-	41,886	8	-	29,506			
三池郡	購	9	15	8	51,983	995	8	2,993	937	21	-	49,849			
筑上郡	購	9	昭2	21	7,851	538	21	-	-	13	13,506	49,849			
宗像郡	販購	9	4	13	-	4764	13	45,358	420,796	13	176,293	413,785			
浮羽郡	購	10	大15	-	78,996	-	15	86	177	15	13,645	75			
三井郡	購	10	14	-	-	-	10	18,830	70	-	-	-			
八女郡	販購	11	15	-	-	-	18	3,752	163	18	-	116			

注(1) 『産業組合要覧』より作成。

(2) 糟屋郡連は信連(明45～大3)・信購連(大4～11)・信販購連(大12～13)・販購連(大14～昭9)と変遷している。

(3) △は赤字を示す。

散し、残ったものも「殆ど復旧ニ専ラニシテ概々自給的積極的活動ヲ企図セントスルノ氣魄(6)」ける状態であった。同年県購連の設立とともに郡連のほとんどが姿を消したのである。

次に「郡連並立型」であるが、これは東日本では特に少ない。以下、愛知(販購連)・滋賀(販購連)・京都(信連)・岡山(信連)・山口(販購連)・愛媛(販購連)を見てみる。

まず愛知県であるが、前出の連合組織「有恒会」は、第四次産業組合法改正後、有限責任・購買組合連合会「愛知有恒会」として再発足する(大正一〇年一〇月)。同県では大正一一年までに一三の郡購連が設立されている(第24表)。この内一一の購連によって愛知有恒会は構成された。すなわち、同会は正式に連合会の連合会になったのである。

すでに三でみたように、旧「有恒会」は大きな事業量を誇っていた。ところが皮肉にも、組織改変後は購買額が激減し、大正一二年にはゼロを記録した。同年は全購連の設立時期であり、産業組合の流通組織は転換期を迎えていた。事情は不詳だが、愛知有恒会はついに大正一三年一月解散に追いこまれた。県購連消滅後、郡連は独自の活動を続けるが、経営を悪化させるものも現われた。昭和五年に再設立された県販購連は、小麦・米の販売経由機関として郡販連の活用を図った。が、昭和七年の産業組合拡充五カ年計画では、郡連の整理方針が打ち出

され、翌八年には碧海郡購販連を除く外、郡連は解散してしまつた。⁽⁷⁾

滋賀県を見ると、早期(明治四四年)に設立された県信連は、販購事業を兼営(翌四五年)したものの、実行はできなかった。県支会は大正一〇年に郡販購連の設立を奨励する。大正九一四年に郡連の設立は八を数えた。しかし、昭和四年の県下産業組合大会では、県連の販購事業の推進と郡連の廃止が決定され、以後郡連は解散していった。⁽⁸⁾

京都府の場合はやや特異である。大正八年支会大会において府信購連設立を決議したものの、既存の四つの郡信連は独立性が強く、合併は困難であつた。⁽⁹⁾産組中金設立後ようやく府信連が発足する。郡連はその後も活動を続けたが(第25表)、金融恐慌・昭和恐慌期の地方銀行の経営破綻による預金損失や、役員・事務員の不正行為による損害などが打撃となつて解散に追いこまれていったのである(第22表)。

岡山県は、連合会法認以前から郡連合組織の形成が活発であつた県である。県信連設立(大正四年)以前に四、県購販連設立(大正八年)以前に一〇の郡連が存在した(第26表)。前掲第14表にも伺えるように、県連と郡連とは「提携意の如くなら」ざる関係にあつた。昭和初期には、「各信用組合力直接県連合会ヲ親組合トシテ資金ノ預入借入ヲナシ得ルニ拘ラス郡信用組合

第24表 愛知県の販購連の事業

(単位:円)

区 域	事 業 種 類	設 立 年	解 散 年	大 正 9 年			大 正 11 年			大 正 14 年							
				所 属 組 合 数	販 売 額	購 買 額	損 益	所 属 組 合 数	販 売 額	購 買 額	損 益	所 属 組 合 数	販 売 額	購 買 額	損 益		
愛 知 県	購	大10	大13														
知 多 郡	信販購	明43	昭6	51	133,612	99,353	189	58	97,108	73,748	1,034	63	69,858	21,440	1,337		
渥美郡・豊橋市・(宝飯郡)	販 購	45	6	47		39,002	△3,344	48	87,156	25,316	△825	51	75,297	33,385	1,268		
東春日井郡	販 購	大3	3	28	34,321	91,528	△14,349	28	7,531	7,840	△20,218	27	-	-	△38,805		
碧海郡・(西加茂郡)	販 購	4	15	43	341,227	170,187	△9,515	54	116,310	253,552	△3,151	66	852,681	366,495	6,152		
愛知郡・名古屋市	購	8	4	17		65,932	△2,756	15		10,756	△9,235	13		915	△7,347		
八名郡・(西設楽郡)	購	8	8	11		24,776	103	11		12,151	-	14		-	△4,434		
丹羽郡	購	9	大14	18		33,877	△427	17		28,540	△1,144						
海部郡	販 購	9	昭8	16	695	26,637	△9,109	17	-	17,375	△10,657	16	-	16,942	△21,295		
幡豆郡	販 購	9	8	20	-	3,604	56	21	-	16,499	△3,262	23	261,733	90,139	△18,870		
額田郡・岡崎市	販 購	9	8	19		-	-	22	91,837	85,617	1,361	25	85,582	84,586	420		
中鳥郡	販 購	10	8					18		17,178	205	20	-	80,838	167		
西加茂郡	販 購	10	大15					12	-	39,209	758	13	-	650	△2,972		
宝飯郡	購	11	15					17		18,768	283	20		10,103	292		

注(1) 典拠は第23表と同じ。

(2) () 内は後に拡張した区域を示す。

(3) 購連が販売兼営となったものに、渥美郡連(大12)・東春郡連(大9)・額田郡連(大11)・中鳥郡連(大13)がある。

(4) △は赤字を示す。

第25表 京都府の信連の事業

(単位:円)

区 域	事業種類	設立年	解散年	大 正 5 年			大 正 12 年			昭 和 5 年					
				所 属 組合数	貸付額	貯金額	損益	所 属 組合数	貸付額	貯金額	損益	所 属 組合数	貸付額	貯金額	損 益
京 都 府	信	大13	昭19									263	1,244,349 (205)	4,751,141 (207)	28,736
与 謝 郡	信	明43	大10	15	2,000 (4)	23,932 (10)	175								
南桑田郡	信販購利	44	昭6	19	40,667 (35)	109,487 (16)	1,020	19	113,608 (17)	206,360 (19)	2,075	19	84,536 (9)	306,882 (19)	△18,302
乙 訓 郡	信 購	大2	4	12	- (-)	11,983 (9)	53	16	15,500 (2)	288,395 (16)	2,706				
船 井 郡	信販購	5	9	17	- (-)	16,407 (12)	20	24	12,166 (4)	90,799 (19)	1,109	24	64,359 (11)	320,198 (23)	△6,351
何 鹿 郡	信販購	9	8					15	10,270 (5)	34,505 (25)	516	15	7,500 (2)	78,024 (15)	333
加 佐 郡	信 購	10	大12					17	5,000 (3)	8,243 (17)	1,235				
天 田 郡	信販購	11	昭8					27	71,650 (26)	160,231 (27)	1,579	28	150,572 (47)	508,244 (28)	3,010

注(1) 典拠は第23表と同じ。

(2) 貸付額・貯金額は年度末残高、()内は貸付件数または貯金口数を示す。

(3) △は赤字を示す。

第26表 岡山県の信連の事業

(単位：円)

区 域	事業 種類	設立 年	解散 年	大 正 9 年			大 正 14 年			昭 和 4 年					
				所 属 組合数	貸付額	貯金額	損益	所 属 組合数	貸付額	貯金額	損益	所 属 組合数	貸付額	貯金額	損益
岡 山 県	信	大4	昭19	207	421,107 (101)	230,149 (82)	8,007	306	785,574 (238)	2,019,410 (285)	9,908	386	2,601,191 (561)	5,643,398 (295)	28,089
川 上 郡	信販購	明43	5	16	20,032 (17)	32,373 (15)	△3,999	15	13,700 (7)	51,066 (15)	167	15	4,500 (4)	24,996 (15)	487
苫 田 郡	信販購	大1	2	17	6,300 (7)	58 (3)	149	19	13,390 (11)	6,322 (6)	474				
吉 備 郡	信販購	2	10	27	44,235 (22)	58,985 (22)	5,151	28	54,481 (27)	109,375 (25)	1,002	28	52,339 (22)	191,808 (28)	△1,606
上 道 郡	信販購	3	2	19	9,990 (8)	11,567 (5)	76	18			97				
浅 口 郡	信販購	4	10	23	46,767 (18)	56,529 (27)	503	23	56,394 (8)	118,952 (16)	1,920	26	92,005 (10)	301,203 (22)	△1,559
御 津 郡	信販購	6	5	24	23,949 (5)	73,882 (15)	△2,263	24			△1,999	24			△822
上房郡・川上 郡・阿哲郡	信販購	7	大13	30	8,598 (12)	21,338 (10)	△4,628								

注(1) 典拠は第23表と同じ。

(2) 信用兼営の期間が限定されるのは、上道郡連(～大12)・浅口郡連(大9～)・御津郡連(大8～12)・北備三郡連(上房郡外2郡,大9～)である。

(3) 貸付額・貯金額は年度末残高, () 内は貸付件数または貯金口数を示す。

(4) △は赤字を示す。

第27表 山口県の販購連の事業

(単位：円)

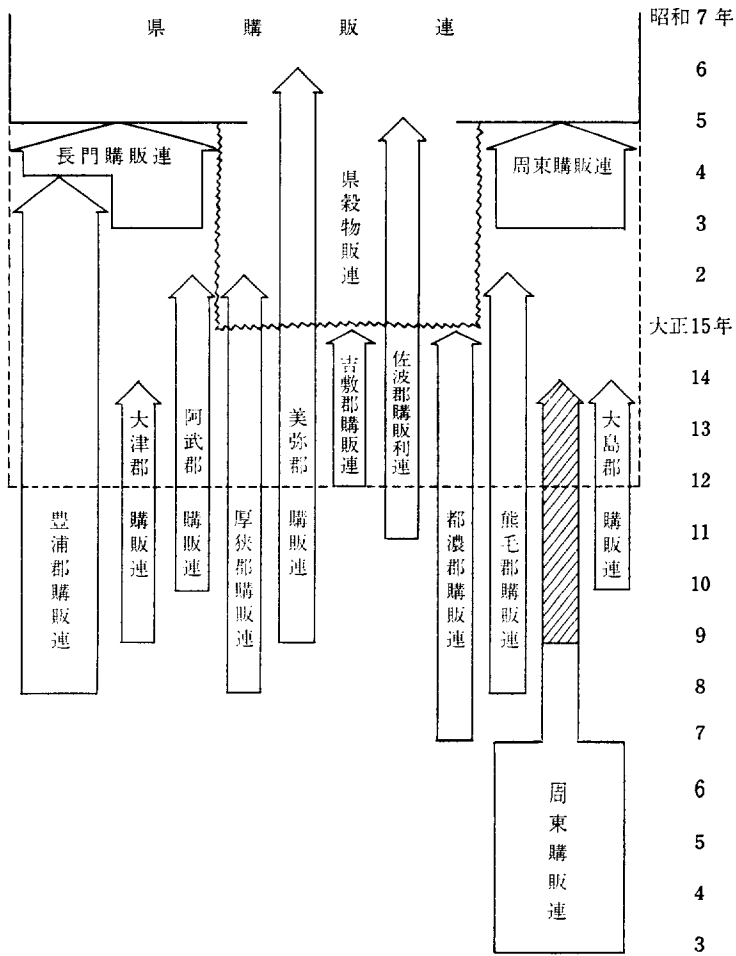
区 域	事業種類	設立年	解散年	大 正 9 年			大 正 12 年			昭 和 4 年					
				所 属 組 合 数	販売額	購買額	損 益	所 属 組 合 数	販売額	購買額	損 益	所 属 組 合 数	販売額	購買額	損 益
山 口 県	販購	大12	昭11					11	-	73,695	408	16	-	129,758	394
玖珂郡・(熊毛郡)・(大島郡)	信販購	明43	5	38	5,004	45,050	△347	38	-	48,831	2,136	32	431,423	158,618	2,153
都 濃 郡	販購	大7	大14	18	1,599	28,756	△2,568	24	-	65,755	△4,467				
熊 毛 郡	販購	8	昭2	24	11,724	117,337	△10,304	24	23,423	171,755	△980				
厚狭郡・宇部市	販購	8	2	17	5,510	88,001	168	18	21,483	122,379	206				
豊浦郡・下関市	販購	8	4	24	-	108,676	△7,540	29	-	206,438	1,073				
大 津 郡	販購	9	大14	8		461		3		98	△6,003				
美 弥 郡	販購	9	昭6	8		23,078	441	10	-	72,655	510	12	387,605	136,033	△941
大 島 郡	販購	10	大14					12	-	3,671	△245				
阿 武 郡	販購	10	昭3					11	-	38,361	△6,413				
佐 波 郡	販購利	11	5					15	7,974	109,251	928	13	273,307	186,438	△4,625
吉 敷 郡	販購	12	大14					15	-	20,699	530				
吉敷郡外4郡	販	15	昭5									24	1,077,309		1,325
豊浦郡外2郡1市	販購	昭3	5									50	1,674,737	353,645	5,497

注(1) 典拠は第23表と同じ。

(2) 周東販購連(玖珂郡外2郡)については第1図を参照のこと。

(3) 購連が販売兼営となったものに、豊浦郡連(大11)・大津郡連(大12)・美弥郡連(昭3)・阿武郡連(大13)がある。

(4) △は赤字を示す。



下 豊 大 阿 厚 美 吉 佐 都 熊 玖 大
 関 浦 津 武 狹 弥 敷 波 濃 毛 珂 島
 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

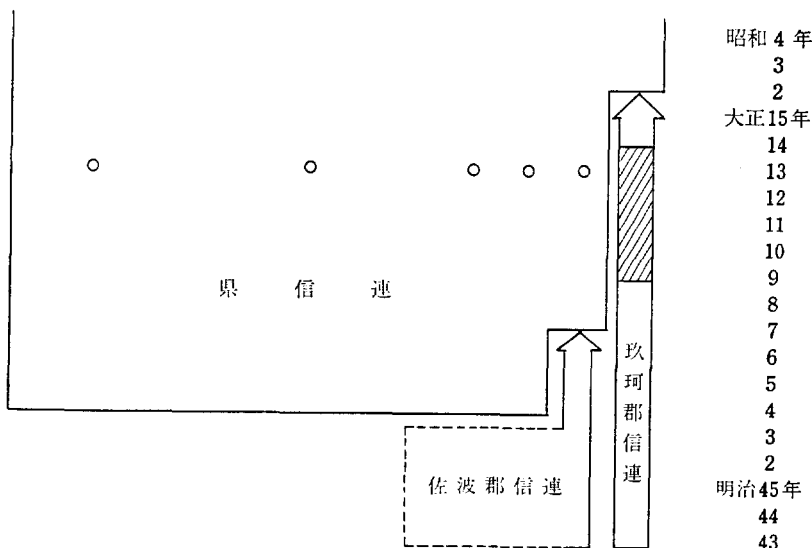
第1図 山口県における販購連の変遷

注(1) 『山口県農業団体史』(昭和27年), 345, 504頁および『産業組合要覧』より作成。

(2) 破線は県購販連への加入, 波線は県穀物販連の区域を示す。

(3) 周東購販連の斜線部分は信用事業兼営を示す。

(4) 厚狹郡には宇部市(大正10年市制)を含む。



下 豊 大 厚 美 熊 大 吉 阿 都 佐 玖
 関 浦 津 狭 弥 毛 島 敷 武 濃 波 珂
 市 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡 郡

第2図 山口県における信連の変遷

- 注(1) 典拠は第1図と同じ。
 (2) ○は支所の設置を示す。
 (3) 玖珂郡信連の斜線部分は兼営時代を示す。
 (4) 佐波郡信連の破線は他郡も区域としたことを示す。

連合会ハ法規ニヨリ之カ組合員タル能ハス資金運転上支障少カラサルコトモ亦不振ノ一因タルヘク現状ヨリ推シテ将来発展ノ余地殆ト無之ト謂ハサルヘカラス⁽¹¹⁾という状態であった。同県でも産業組合拡充期に郡連の解散が推進された。山口県に移ろう。同県では大正三年の県下産業組合大会において郡購連の設立を推進して、その「各郡設置の上は連合会を統一する為県連合会を設け⁽¹³⁾」ることを決議した。郡購販連の推移は第27表・第一図のとおりである。大正一〇年から県連設立の準備が始まる。郡連未設置の佐波郡・吉敷郡でも一〜二年に購販連が充足する。県も大正一〇年、従来郡が支給していた連合会助成金を県費支出とし、かつ増額した⁽¹⁴⁾。大正一二年設立された県購販連は郡連の集合体

第 28 表 区域別にみた連合会の損益状況

(単位：円)

			1915 (大正 4)	1920 (大正 9)	1925 (大正14)	1930 (昭和 5)	1935 (昭和10)
府 県 区 域	黒 字	合 計 額	21,779	172,740	748,585	1,385,660	1,790,092
		連 合 会 数	23	38	56	77	82
		平 均 額	947	4,546	13,368	17,996	21,830
	赤 字	合 計 額	199	208,121	315,956	185,366	1,145,971
		連 合 会 数	2	6	5	18	9
		平 均 額	100	34,686	63,191	10,298	127,330
郡・ 教 郡 区 域	黒 字	合 計 額	15,526	57,058	181,873	81,962	102,282
		連 合 会 数	37	65	82	35	17
		平 均 額	420	878	2,218	2,342	6,017
	赤 字	合 計 額	900	325,798	304,527	394,122	61,704
		連 合 会 数	6	42	40	33	8
		平 均 額	150	7,757	7,613	11,943	7,713
府 県 上 の 区 域	黒 字	合 計 額	37,399	825	49,638	10,171	-
		連 合 会 数	4	2	3	2	-
		平 均 額	9,350	413	16,546	5,086	-
	赤 字	合 計 額	-	17,255	17,828	8,450	-
		連 合 会 数	-	2	1	1	-
		平 均 額	-	8,628	17,828	8,450	-
総 計	黒 字	合 計 額	74,704	230,623	980,096	1,477,793	1,892,374
		連 合 会 数	64	105	141	115	99
		平 均 額	1,167	2,196	6,951	12,850	19,115
	赤 字	合 計 額	1,099	551,174	638,311	587,938	1,207,675
		連 合 会 数	8	50	46	52	17
		平 均 額	137	11,023	13,876	11,307	71,040

注. 『産業組合要覧』より作成.

第29表 区域別にみた一連合会平均の業績

(単位:千円)

		1915 (大正4)	1920 (大正9)	1925 (大正14)	1930 (昭和5)	1935 (昭和10)
所屬組合数	府 県 区 域	86	124	186	171	233
	郡・数 郡 区 域	25	22	21	22	23
	府 県 以 上	107	75	57	37	-
	合 計	51	53	76	107	188
貸付残高	府 県 区 域	37	193	644	1,806	2,195
	郡・数 郡 区 域	17	22	46	62	63
	府 県 以 上	6	64	37	168	-
	合 計	25	104	431	1,402	2,108
貯金残高	府 県 区 域	27	246	1,160	2,896	5,871
	郡・数 郡 区 域	13	66	149	232	55
	府 県 以 上	54	71	217	244	-
	合 計	23	150	817	2,272	5,633
販売額	府 県 区 域	27	1,566	1,193	1,042	3,251
	郡・数 郡 区 域	48	134	530	402	851
	府 県 以 上	2,062	1,772	3,367	1,641	-
	合 計	495	521	942	740	2,600
購買額	府 県 区 域	3	201	320	389	2,451
	郡・数 郡 区 域	16	53	71	82	228
	府 県 以 上	-	-	-	-	-
	合 計	14	75	119	223	1,972

注. 第28表と同資料より作成.

であつた。⁽¹⁵⁾ 大正一五年には五郡を区域とする県穀物販連が成立し、また昭和三年には東部三郡に周東購販連、日本海側一市三郡に長門購販連が設立される。このようなステップを踏んで、昭和五年に郡連・県穀物販連は解散し、県購販連に一本化するのである。ちなみに、信連は第二図のようであるが、大正一三年に五つの郡購販連に支所を設置している。

最後に愛媛県である。郡購連は大正九年までに五つを数える。同年の県産業組合大会では郡連間の連絡方法が論議され、「販購連が他の販購連に加入し得る様、法律の改正を其筋に建議する事を全国大会に提出する事」などを決議した。⁽¹⁶⁾ 当時、大戦後の反動恐慌による物価(特に肥料)⁽¹⁷⁾の暴落が、購連に欠損を生じさせていた。この後、昭和四年の温泉郡・伊予郡の両購連合併問題を契機

に県購販連が設立されると、郡連は漸次統合されていった。

なお、③の「郡連散在型」は、府県連と郡連との間に直接的関連が見られない。

さて、第28、29表を見ると、大正後半期以降、郡連は赤字経営のものが増大し、また事業量でも府県連との格差が開いている。

大正一二年の郡制廃止（郡役所は同一五年まで存続）は、郡連の有力な支柱を失わせた。行政側も昭和期には郡連整理の方針を明らかにする。

第一〇回産業組合主任官協議会（昭和四年五月）において、農林省農務局長・松村真一郎は、「小規模区域ノ連合会整理ニ関スル件」として、次のように指示を与えている。

（前略）一郡又ハ数郡区域ノ連合会ハ現時ノ経済状態ニ於テハ系統機關トシテ小規模ニ失スルノ憂アリテ……其ノ大部分ハ事業不振又ハ成績不良ニシテ……往々ニシテ道府県区域ヲ大連合会ノ新設ヲ妨ゲ、或ハ其ノ活動ニ支障ヲ及ボスガ如キ事例アリ……之ガ設立ノ許可ヲ嚴重ニシ既設ノモノニ付テハ当事者ノ反省ヲ促シ整理ニ努メシメラレムコトヲ望ム。

さらに、産業組合中央会が昭和七年一〇月樹立した「産業組合拡充五ヶ年計画」において、地方連合会は「必要アル場合ニ

《ノート》 産業組合連合会に関する一考察

ハ区域ノ整理統合ニ努ムルコト」とされ、特に「販売組合連合会ハ特殊ノ存立理由アル場合ヲ除キ道府県区域連合会ニ整理廃合スル」方針が示されたのである。

以上見てきたように、郡連はそれ自身の経営的・機能的限界を露呈し、行政的支柱を失って、解散・整理を余儀なくさせられたのであった。

注(1) 『全購聯十五年史』（同会発行、昭和一三年）、四六頁参照。より詳しくは『岡山県産業組合史』（産業組合中央会岡山支会発行、大正一四年）、五七頁および

『岡佳吉』（同記念事業会発行、昭和三七年。ちなみに岡は当時の香川県信購連会長）、八四〜八五頁参照。

(2) 『上毛産業組合史』（産業組合中央会群馬支会発行、昭和四年）、七五頁。

(3) 武藤喜一編『新潟県産業組合史』（産業組合中央会新潟支会発行、大正一四年）、一〇頁。

(4) 『福岡県信連五十年史』（福岡県信用農協連合会発行、昭和四四年）、四五頁参照。

(5) 同県支会は、大正一一年七月には郡連事業不振への対応策を研究せねばならなかった（『同上書』、一一七七頁参照）。

(6) 『福岡県農業協同組合史』（福岡県農協中央会発行、昭和四一年）、一六頁より重引（原資料は『支会報』

- 一一一号)。
- (7) 以上は『愛知県経済連五十年史』(愛知県経済農協連合会発行、昭和五年)、九七、一一八、九〇九頁による。
- (8) 以上は『滋賀県産業組合史』(産業組合中央会滋賀支会発行、昭和一七年)、五四九、五五六頁による。
- (9) 京都信連『五周年記念帖』(昭和四年)、一頁参照。
- (10) 前掲『岡山県産業組合史』、一二四頁。
- (11) 日本銀行調査局編『日本金融史資料・明治大正編』第二五卷(大蔵省印刷局、昭和三六年)、一〇八三頁(原典は日銀岡山支店『岡山県ノ信用組合』、昭和四年)。
- (12) 『岡山県農業団体史』(岡山県農協中央会発行、昭和三四年)、一一一頁参照。
- (13) 『山口県農業団体史』(同編纂会発行、昭和二七年)、五三七頁。
- (14) 『山口県会史・自大正十年至昭和五年』(山口県議会発行、昭和三三年)、一八三、二二二頁参照。
- (15) 山口県購買販売組合連合会設立『産業組合』第二二〇号、大正一二年四月、五七頁参照。
- (16) 『愛媛県経済連史』第一卷(愛媛県経済農協連合会発行、昭和四五年)、五五頁より重引(原資料は『愛媛県農會事業報告書』)。ちなみに、郡連の信用兼営も論議されたが、決議は保留された。

- (17) 『愛媛県信連三十年史』(同信用農協連合会発行、昭和五年)、二二四頁参照。
- (18) 「道府県産業組合及農業倉庫主任官協議会」(産業組合)第二八六号、昭和四年八月)、三〇四頁。
- (19) 産業組合中央会『産業組合拡充五ヶ年計画』(昭和七年一〇月)、四二〜四三頁参照。
- (20) 郡連の解散理由については、前掲『日本産業組合史』、一一一頁、辻誠ほか『産業組合講座・六』(産業組合中央会、昭和四年)、一四〇頁、東浦庄治『日本産業組合史』(高陽書院、昭和一〇年)、一八七頁、奥谷松治『日本産業組合批判』(高陽書院、昭和一二年)、二一五頁、沢村康『農業団体論』(日本評論社、昭和一年)、四一八頁などを参照。

五、小 括

以上の分析の結論を簡単にまとめよう。

まず成立期には、信連⇨府県区域、販・購・利連⇨郡・数郡区域という設立方針が立てられた。初期の連合会の運営は官庁・官吏に依存して行なわれる。

府県信連は最も速く普及し、政策金融における勸銀・農銀——産業組合体系を変容させた。

販・購連は主流が郡連で、西日本が先行した。郡連と県連と

の補完・対抗関係は、連合会の連合会設立（加入）の法認において明確になった。郡連が簇生した府県は、府県連合会設立との関連で、「郡連消滅型」・「郡連並立型」に分類できる。前者の府県連設立は、郡連の失敗を教訓にするか、あるいは郡連の限界をそれらの統合によって乗り越えるというものであった。これに対して後者では、郡連が府県連の地方分枝になるか（四段階化）、または府県連の競争者として存続した。昭和恐慌期以降は府県連への統合が進み、全国連——府県連——単位組合という三段階制が確立する。

本稿では、連合会の機能分析を課題として残した。地域の農業構造、金融・市場構造を踏まえた個別研究が必要となろう。昭和期に問題となる、府県信連の廃止（産組中金の支所化）をめぐる論議や、府県信連の兼営化（販購利連との合併）問題の検討も、別の機会に譲りたい。

最後に、戦後の系統農協三段階制の歴史として、産業組合系統化過程を取り上げた諸研究についてふれておきたい。

産業組合連合会の区域が「不揃い」であった（岡野昇¹）ことは、すでに繰り返し見てきたところである。府県連・郡連それぞれの展開と、その絡み合いに本稿は焦点を当てた。「個々の組合の連合会に対する独立性・自主性」が明確であった（岡野）点については、それが連合会の事業運営を不安定にさせる

原因にもなったことと合わせて理解すべきであろう。

系統組織の完成は、「高い経済合理性の上に立ち、産業組合全体の統一された意思のもとに慎重な検討を経て」なされた（玉城昌幸）というのには、一定の留保が必要であろう。連合会の発展は地域差が著しく、各県・各郡がかなり独自に試行錯誤を繰り返した点は軽視できない。

本論で強調したように、連合会の展開によって行政との関わりは、国家・地方レベルとも重要な意義を持った。この点は「よい意味の官民一致」であった（玉城）と評価されるが、それは単位組合における行政との関わりの評価にもつながるのではあるまいか。

なお、購買組合の系統化について、「きわめて正常な連合会組織の成立、発展過程であり、単位組合の機能を補完する連合会の設立過程」である（生田靖）とするのは、地方連合会の発展を基礎にして全国連が設立された事実を指す限りで納得しうる。ただし、昭和期とりわけ産業組合拡充期以降の三段階制（戦後農協も含めて）を「顛倒」化（生田）、「硬直」化（玉城）あるいは「物神化」（岡野）と否定的にとらえ、成立期の三段階制と対照的に性格づけるのはどうかであろうか。それでは明治・大正期と昭和期の系統組織の断絶面を強調しすぎることになりはしないか。この点は機能分析を経て判断すべきであるが。

総じて、本稿では産業組合連合会に関連する基礎的な統計・資料を整理し、今後の研究の準備としたのである。

注(1) 加藤俊彦編『日本金融論の史的研究』(東大出版会、昭和五八年)、五二九頁(伊藤正直稿) 参照。

(2) 玉城昌幸『農協五つの問題』(家の光協会、昭和四二年)、一九頁、生田靖『日本農業と協同組合』(ミネルヴァ書房、昭和四三年)、八五頁、岡野昇一・井上周八『協同組合論・批判と考察』(文真堂、昭和五一年)、二四三頁、などを参照。

〔付記〕 本稿作成にあたり、松田昌二農業構造部長・武田勉金融研究室長はじめ多くの研究員より貴重な助言をいただいた。記して感謝申し上げる。